

平成20年9月10日(水曜日)午前10時00分開議

本日の会議に付した案件

- 認定第1号 平成19年度久慈市一般会計歳入歳出決算
- 認定第2号 平成19年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第3号 平成19年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認定第4号 平成19年度久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 認定第5号 平成19年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第6号 平成19年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第7号 平成19年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第8号 平成19年度久慈市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第9号 平成19年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第10号 平成19年度久慈市水道事業会計決算

出席委員(22名)

- 1 番 梶 谷 武 由君 2 番 上 山 昭 彦君
- 3 番 泉 川 博 明君 4 番 木ノ下 祐 治君
- 5 番 澤 里 富 雄君 6 番 藤 島 文 男君
- 7 番 砂 川 利 男君 8 番 畑 中 勇 吉君
- 9 番 小 倉 建 一君 10 番 山 口 健 一君
- 11 番 中 平 浩 志君 12 番 中 塚 佳 男君
- 13 番 佐々木 栄 幸君 14 番 桑 田 鉄 男君
- 15 番 堀 崎 松 男君 16 番 大久保 隆 實君
- 17 番 小野寺 勝 也君 18 番 城 内 仲 悦君
- 19 番 下斗米 一 男君 21 番 下 舘 祥 二君
- 22 番 大 沢 俊 光君 25 番 高屋敷 英 則君

欠席委員(1名)

- 23 番 濱 欠 明 宏君

事務局職員出席者

- 事務局 長 根 井 元 事務局次長 大 橋 良
- 庶務グループ 外 谷 隆 司 議事グループ 長 内 実
- 総括主査 主 事 大内田博樹

説明のための出席者

- 市 長 山内 隆文君 副 市 長 菅原 和弘君
- 副 市 長 外 舘 正敏君 総務企画部長 佐々木信蔵君
- 市民生活部長 野田口 茂君 健康福祉部長 菅原 慶一君
- (兼)福祉事務所長
- 農林水産部長 亀田 公明君 産業振興部長 下舘 満吉君
- 産業振興部附属 猪久保健一君 建設部長 晴山 聡君
- (兼)水道事務所長
- 山形総合支所長 角 一志君 会計管理者 松野下富則君
- 教 育 長 末 崎 順一君 教 育 次 長 中居 正剛君
- 監 査 委 員 木下 利男君

そのほか関係課長等

~~~~~

午前10時00分 開議

○委員長(佐々木栄幸君) ただいまから、本日の決算特別委員会を開きます。

~~~~~

認定第1号 平成19年度久慈市一般会計歳入歳出決算

○委員長(佐々木栄幸君) 直ちに付託議案の審査に入ります。

認定第1号を議題といたします。

歳出、8款土木費、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 市道の問題で関連しますので、お聞かせください。市道の問題ですが、公衆用道路という道路があって、私有地にそういう公衆用道路が存在しますよね。例えば門前の大橋住宅の枝線がそうなんですけども、ここには実はそういう私有地だから幾ら連擔戸数があっても、市は砂利敷きもしませんというふうにきているのですが、この問題そういう扱いしているのかどうか、まずお聞かせください。

それから都市計画に関連しますが、いわゆる用途地域内の土地改良区が持っている用水路についての改修について、これまで用途地域だから、土地改良区で云々という答弁あったんですが、そこでそれ以外の方法でやれる方法ないかどうか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

3点目は、市道山岸線の源道地内、あそこにも土地改良区の用水路が存在するわけですがけれども、湊側の踏切からですね、200メートルぐらいありますか、これは中塚さんの提案だったかと思うのですが、土木で用水路にふたをした形で市道が拡幅をされて、非常によい状況にあります。実は聞きましたら土地改良区と

協議の上、ふたをすることにして、市が工事をしてきたというふうには思っていますけども、そういった考え方で実は同じ山岸線で、久慈東高校から天神堂通ってきていると、非常に狭隘で久慈高校生、久慈東高校生等が毎朝通っていると。夏井線については市の予算で立派に拡幅をして歩道もついて安全に通学しているわけです。しかし河北地区から来る通学路の数、物すごいんですね、しかも自転車です。あそここの点についても改良区と協議した上で、ふたをして市道の拡幅が可能でないかというふうに思うのですが、そういった検討がこれまでなされてきたのか。この源道地内の山岸線のやり方は、非常に私は教訓的な事業であったというふうに思うのですが、そういった形で安全を確保するのは大事でないかと思うんですがお聞かせいただきたい思います。

もう1点はこれも都市下水路に関係しますけども、あの栄町のパンセンター、通称パンセンターと言いますけど、あそこに既に桶門ができておりまして水門があります。この水門に向けてちょうど天神様の水路があります、あの水路がすべて今土地改良区の用水路に落ちているのです。そして大雨が降ると必ず用水路に落ちて、結局用水路があふれて馬検場の裏の方に水が流れて冠水している状況なんですよね。それは当局もご承知かと思います。そういった中でいわゆる天神様の水路を栄町の桶門につなぐ計画になっているはずですが、遅々として進まない状況にあると。この問題についていつごろまでに計画が実施されようとしているのか。改良区の用水路がそういった役割を果たしているけど、果たし切れない実態があるわけで、そういった解決の方向についてどうお考えなのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、もう一つこれは土木関連だけでなく農業用水路ですから、いわゆる川もそうですけども、上流から下流まで久慈川は久慈川で管理します。私は久慈川土地改良が管理する用水路についても、溪流から水をとりますが、そして湊までずっと抜けるわけですけども、その用水路は農振地域だろうが、用途地域だろうかとめるわけにはいかないですよ。水はとめると死んでしまうんですよ。しかも用水路のその水というのは、食料を生産する命なんだということから感受すれば、これまで市が言ってきた用途地域だ云々という理由はつかないと思うので、そういった意味では天井か

ら川下まで全部一体のもとで管理するという考え方は、これは川、用水路どちらも同じだと思うのですが、そういった考え方に立って私は整備をしていくべきだというふうに思うのですが、先ほど申し上げた点について、まずお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） 5点ほどのご質問いただきましたが、私の方からは1点目とそれから2点目の部分について答弁させていただきます。

まず、最初の私有地になっている道路で市道に認定されていない道路の扱いということでございますが、いずれ市道に認定されてないので道路法上での管理ができないということでございますので、市道認定基準等もございまして、その辺に合致するような部分であれば地元等とも相談してみたいと思いますが、いずれ現在は市道になっていないので市道としては管理できないという状況でございます。

それから、2点目の市道山岸線の源道で道路拡幅といえますか幹線水路にボックスかけて整備しているわけですが、そのような状態で天神堂地区もできないのかということの質問でございますが、現在源道の方につきましては、今委員おっしゃられましたように交通の確保と排水の対策ということでございまして、改良区とも協議しながら、それから下水道計画といえますか水を流す量とか断面等と決まっていますので、それらと整合しながら源道の方は現在進めてございます。

天神堂につきましては、これから現地の状況等も精査しなければならぬわけでございますが、いずれ山からの土砂の流入等があるようであればふたをかけるのはちょっと問題かなと思いますので、その辺の精査が必要になる地区と考えているところでございまして、まずその辺の精査をしてみたいと思っておりますので、まずその辺の精査をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 小上下水道課長。

○下水道課長（小上一治君） 私の方からは、2点について、お答えをいたしたいと思います。まずは、1点目でございますけども、用途地域内の水路の改修の方法はあるのかと、要するに大きい断面でありますと、今下水道の方では用途地域内を雨水排水計画をもって、計画はもってございます。そういった中で大きい幹線等については、今後順次進めていかなければならない

というふうには考えてございますが、現在ポンプ場その他について今、西の沢地区の方を精力的に事業を進めているというふうな状況でございまして、これにつきましてはいずれ雨水排水計画の中で対応していかなければならないのかなというふうに考えてございます。

それから、パンセンターの水門があるわけですが、その上流側に天神様の方から流れてくる川が山岸線に入って、そこから下流側に入ってるのが今の現状でございます。ここの地区についても、雨水計画は持ってございまして、その必要性は十分に認識しているところであります。この水路、その他につきましては、先ほど話しましたように、雨水計画の中で、被災状況なりそれらを十分に検討しながら、今後進めていかなければならないということで、今、いつごろかというふうなことににつきましては、この場では言えないような状況でございます。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 城内委員。

○城内仲悦委員 いわゆる公衆用道路が私有地になっていると、市道に認定していない。その生活道対応ということもできないのか、それが一つ。私実は去年の3月議会だったのですが、いわゆる梅ヶ丘団地の私有地を寄附をいただいた形で市に届けると、それを受けて市道認定になった経緯が一つあります。

私は、例えば大橋住宅の連檐戸数があるところについて言えば、あの住宅を開発した方の土地になっているのですね、あの公衆用道路が。市としてその所有者にきちんと交渉をして、公衆用道路ですから市に寄附してくださいと、市道でも何でも市が管理する道路にさせていただくと。そうすると砂利敷くことができるようになると思うのです。少なくともそういった開発された住宅に住んでいる方々は固定資産税払っているのですよ。そういった私の道路だから全くその砂利敷きません、何しませんというのであれば、私はやはりそこに差別が出てくると思うのですよ。そういった意味では市として長年経っているわけですよ、5年や3年の問題ではないです。大橋住宅あの辺が開発されてから、私が高校時代からやっていますから、もう50年ぐらいいろになっているかもわかりません。それがずっと放置をされてきていることなのですね。したがって市として、市の考え方として、住民が住んでいる道路について私有地のその土地を市に寄附採納してくれないかという交渉すべきではないかというふうに思いますが、

その点のお考えはないのかお聞かせいただきたい。ぜひそれをやってほしいと私は思いますのでよろしくお願いたします。お答えください。

それから、天神堂の山岸線の関係で精査をしたいということですが、山岸線、これは源道からずっと寺里までずっといった道路だわけですから、当局は知らないわけではない実態をね。ただ問題は精査するということは、道路整備しようとするときは当然そういう精査が必要なんだわけなんだけれども、しかし現状については、狭い、危険だということで、私認識していると思うんですよ、管理者ですから市道の。市道の管理者はそういう認識していれば、私は当然順番がありますから源道地区を整備したら次は天神堂地区という形で、計画的にやってほしいなということをやっていますのでお聞かせいただきたいというふうに思います。

それからもう1点はいわゆる用途地域内の農業用水路、土地改良区が今管理をしておりますが、あれは畑田保育園のところまでストップしているのです、上流から整備してきて。それは農業振興地域でしたから改良区が主体となってやりました。しかし用途地域になったら、一切30年も50年も経っているそれが現場打ちの用水路が斜めになって倒れているという状況が放置されたままになっています。

そこでご存知かとは思いますが、全国土地改良事業団連合会が適正化事業というものを持っております。これは事業主体は市町村もできることになっています。ご承知のとおり、山岸線の土地改良の水路には雨水も入っていますし、生活排水も全て入っています。まさに用水路に排水できなければ、久慈市民あの一帯に住む人一日も生活できないという実態がありますよ。

そういった観点に立ちますと、私はこの土地改良施設維持管理適正化事業とありますから、この事業を導入してですね、私は今土地改良区が管理している幹線用水路について、土地改良と協議をしながら整備を図っていただきたいと思いますが、この事業の導入についてぜひ検討いただきたいですがお聞かせを願いたいというふうに思います。

もう1点その栄町の桶門への雨水冠水の関係ですが、いつやるか言えないということですがけれども、本当にこれは長年の懸案事業なんですけども、遅々として進まない状況にあるんですが、当然予算もありますけれども、しかし現状さっき言ったように、あそこから出

ている水によって幹線用水路があふれて下にさらに被害を及ぼすという状況がありますから、その点努力いただきたいですが、お聞かせいただきたいと思います。

最後1点ですが、同じ天神堂の用水ですか、小河川がありますが、天神様の水路。上流のですね、あれはどなたが設置したか、河川のネットなんですけれども、網張ってですね、一部損傷してパリケードみたいなのずっと長年あそこに設置したまま置くのですが、あれだと子供たちが落ちてけがしたり、あるいは水に流されて死につながることもあるのだと思うのです、結構深いですから。あそこの天神様の沢の3面張りの小河川があるのですが、あれはどなたが管理しているのか。市が管理しているとすれば防護ネットを、私は速やかに設置すべきだと思うのですが、そういう状況ご存知かとは思いますが、その対応方についてもお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） 5点ほどいただきましたが、最初の2点と最後の部分についてお答えさせていただきます。

まず、最初に私有地の公衆用道路になっている道路管理ということでの再度の質問でございますが、いずれ市として法に基づきまして管理できる部分は、やはり市道で管理することが一番適正な管理の方法だと思いますので、その市道としてできるのか、その辺を認定基準等に照らし合わせながら、チェックはしてみたいと思います。あと市の方からその所有者に対して、寄附採納して進められないかという部分でございますが、いずれ開発行為等であった際には、開発申請の際に市の方に帰属したいとか、そういった部分申し出等もございますので、その辺を参考にしながらの対応になります。市の方から出ていっても、いずれ用地でございますので、住民の要望、あるいは住民の方の同意が伴わなければ成果としてなっていないので、その辺は慎重に対応してみたいと思います。

それから、2点目の天神堂の用水路にボックスをとということでございますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり天神堂地区の場合、用水路に土砂が入るとい部分はどうしてもあるものですから、その辺精査が必要だなということを先ほど申し上げたところでございます。この財政事情が厳しい中でございますので、その辺の勘案も出てくることでございます

のでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後の5点目の部分になります。天神堂地区の山沿いといひますが、3面張りの水路のフェンスの損傷があるということですので、これにつきましては現地を調査の上、安全対策が必要であれば検討してまいりたいと思ひます。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 小上下水道課長。

○下水道課長（小上一治君） 私の方から2点についてお答えいたします。

まず1点目でございますが、その山岸線の改修につきまして、土地改良事業の導入ということでお話ございました。これにつきましては、関係部課と今後協議して進めていきたいというふうにご考慮でございます。これは可能かどうかをまず前提にご考慮していきたいというふうにご考慮でございます。

それから2点目でございますが、パンセンターの上流側、山岸線の水路までの管の改修について、早期にということでございます。まず今当市は雨水、非常にこのごろの雨の降り方が異常でございますけれども、いずれうちの方としても、雨水を積極的に今事業展開しているところでございます。今事業認可を得て計画しておりますポンプ場の箇所、水路の箇所等が15カ所というふうなこと等になってございまして、いずれ各地区の被害状況その他を精査しながら、積極的に事業は推進していきたいというふうにご考慮でございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 城内委員。

○城内仲悦委員 この全国土地改良事業連合会の適正化事業については、関係課と協議をしていくという答弁いただきました。これは当然、農政課、農林水産部の担当の関係があると思ひますので、ぜひこれは研究していただきたいと思ひますし、要請しておきたいというふうにご考慮いたします。

そこで今天堂地区の天神様からくる河川からは雨が降ると土砂が出るのです。そして幹線用水を埋めるのですよ、ふさぐ。だから一つはふさいだ場合の対応、改良区でやるのではなくて、その点についてはきちんと原因がはつきりしていますから、市の方です、きちんと土砂を掘り上げるという点と、それから結局土木課長のほうからはそういう土砂がくるからふたはできないというふうなお話がありました。当然そういう観念があるのですよ。したがってその整備するに

は、片一方では天神様の水路は栄町に抜くという事業の進捗と、それと同時にやっぱりやっていかないと、天神地区の狭隘の部分の幹線用水のふたをボックス化していくというのは、そうやっていかないと整合性がでてこないと私は思うのです。そういった意味でぜひこれはですね、現状については既にご承知なのです、当局は知らないとは言わないと思います。その点、課の連携をとりながらやっていただきたいというのが一つあります。

それからフェンスの問題ですが、調査をしてということですが、現状を知らないということは問題だと思えますが、いずれ現地調査をして、やはりバリエーション的な足がついたやつを横にしているだけですね、前に何かぶつかれば落ちてしまう状況になっておりますから、ぜひこれは早急にですね、メーター数も四、五メートルのメーター数なようですから、そんなに費用かからないと思いますので、安全面の確保をぜひ早急にしていただきたいのですが、お聞かせを願いたいと思います。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） 最後の3点目のフェンスの件でございますが、早急に現地を確認の上安全対策に万全を期していきたいと思えます。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 小上下水道課長。

○下水道課長（小上一治君） 今、上流側から流れてくる部分そして幹線水路に入るその部分の堆積土砂の撤去の方法等ということでお話ございましたので、これにつきましては土木課なり、地域の方々との協議しながら進めてまいりたいというふうにご考えてございませう。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 桑田委員。

○桑田鉄男委員 市民協働道路維持補修事業にかかわってお尋ねをします。19年度予算では300万円の予算が計上されておりました。決算書でございますが、道路維持費の13節委託料に市道路面災害復旧業務委託料295万1,024円とあるのですが、この部分がこの市民協働道路維持補修事業なのかどうかについてお尋ねをしたいと思えます。それと十数カ所の市民協働による道路維持補修事業を行ったと思うのですが、その箇所等についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○委員長（佐々木栄幸君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） ただいまの質問の第

1点目の13節の委託の中の路面の補修復旧業務でございますが、これは補修道路の穴ぼこをアスファルトで埋めていただくということで、舗装屋さんへ委託をしているものでございます。

それから2点目の市民協働でございますが、19年度は7団体で事業を起こしていただきました。事業の成果としては、側溝あるいは暗渠等の整備をしていただきましたし、整備とはまたさらに別に住民との絆が深まったといった等のお話もいただいたり、完成したお祝いをするなど、そういった行動も見られたといった成果があったと認識しております。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 桑田委員。

○桑田鉄男委員 先ほど聞き方が悪かったかもしれませんが、いずれ予算では市民協働道路維持補修費ということで300万円あったのですが、決算ではその部分がどこに出ているのかなということで、私はもしかすればこの近いところで、委託料の部分かなと思ったのですが、違うということのようですのでそのこともお尋ねしたいと思えます。

それから7団体で19年度行ったということですが、その地区といいますが、その団体、もしそこにございましたら、お知らせをいただきたいと思えます。

○委員長（佐々木栄幸君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） 協働の予算の関係でございますが、いずれ決算の全体の中で機械の借上料あるいは碎石、需要費といったもの等と組み合わせながらさせていただいたものでございますので、この中から掘出しながら進めたものでございます。

それから19年度の7カ所の実施場所といいますが、地区でございますが、1地区は山根町の木売内地区になります。それから次が小久慈町の下柏木、それから長内の新築町、それから山形町の霜畑、それから夏井町の大湊、それから宇部町の谷地中、それから侍浜町の横沼の7地区といいますが、7団体で実施していただきました。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 城内委員。

○城内仲悦委員 すいません先ほどのことですが、課長、開発行為に基づいて開発した時は協議しているといった答弁あったのですが、私さっき言ったその大橋住宅っていうのは開発行為の法律がある前なんですよ。例えば私さっき言った梅ヶ丘団地も開発行為がなされる前の道路開発なのです。したがってその点

の精査も私は必要だと私は思うので、当然開発行為に基づいて開発、当然そういったことがなされてきているわけです。それ以前の問題としてありますので、その辺も含めて精査をお願いしたいというふうに思います。

もう一つはですね、維持系の対応ですが、非常に舗装に穴が、雨が降ってあいていますけども、対応が非常にいいというふうに私は感謝申し上げたいと思います。これは本当に電話すればその日のうちか、遅くとも次の日にその舗装の穴が埋まっております。本当にこれは単車、自転車バイクとかですね、4輪車はそんなにあれですけども、単車の交通事故防ぐには極めて大事な問題だというふうに思っておりますので、そういった意味では維持系の速やかな対応には非常に感謝をしておりますので、引き続きご努力をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 私から大橋住宅の道路の関係ですけれども、確認をいたしますけれども、住宅地内の道路のことをおっしゃっているのですか。大橋住宅の周辺の外側の道路ですか。住宅地内の道路とすれば、第一義的にその所有者イコール大家さんだと思うのですけれども、大家さんがやっぱり第一義的には維持補修すべきだと思うのです。やはりアパート経営している方々は、いわゆる入っている方々からそのアパートであれ、貸家であれ直してほしいというふうな大家さんに要望があれば、当然大家さんがそのところは環境整備として、やはり入っている方々のためにはやらなければならないというふうに私は認識をしております。ですからその部分について言えば、やはり大家さんが環境整備やられるべきだと思うし、これまでもその大家さんの方からそういうふうな、いわゆる道路の整備についてのいろいろな要望っていうのを私はこれまで聞いていませんし、そういうことで大家さんはこれまでも、やはり入っている方々のためにはやってきたというふうに認識をしております。そうは言いながらも現地については確認をしたいと思います。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 城内委員。

○城内仲悦委員 そのとおりです。開発した人が責任持ってやるのは当然だと思います。それはしかし30年も40年も経っていると、しかしそこでそのお金が上が

っているわけでないわけで、もう分譲してしまっているわけです。そこまで実際、開発者がやるかどうか、やらなければならないかもしれませんが、しかしそのところは40年も50年も経っているわけですから、そういった意味ではなかなか対応し切れない部分あると思います。

実は梅ヶ丘団地についても、私は本人に会ったのです。本人はもう自分ではできないと、できないので市に寄附をしたいということなのです。市はそれを受けて市道に認定してもいい道路だったから市道になったけれども、そういったことなのです。そうじゃないですか、開発して当時は再開発してもうけて潤沢にあったわけなのです。

しかしそれが30年も50年も経ってですね、それまでその開発者がやれるかというやれない状況が実際あるのです。だから基本的にはそういうスタンスでいいとは思いますが、実体はそうじゃないのだと、しかしそこには住民が住んでいるんだという観点に立つたとすれば、速やかにそういう交渉しながら資産寄附してもらって、市が管理する公衆道路でもいいですから、そういう形にもっていけば、そこに住んでいる人がいいんじゃないかという配慮がそこにあっているんじゃないかというふうな観点で申し上げておりますので、当然基本的には開発した人の責任でやらなければならないですよ、それは。そこはわかった上で言っているのです。そこは一つご理解いただきたい。だから現状を見てですね、どうあればいいかっていうことを現実的な問題として、市は見ても見ないふりをしないで、専門官もいるわけですから、どうすればそこに住んでいる人たちがよくなるのかということも、そこに住んでいる住民の方も立ち上がらなければならないと思います。それをしながらやっぱり、それがくるまで黙っていればいいということもないだろうし、そのところはですね、重々わかった上で言っておりますので、現状を見た上で一つ対応いただきたいと申し上げておきます。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 城内委員もご質問している間にずいぶん整理されたようではありますが、例えば逆といいますか、特異なケースを想定してみればわかると思うのですが、大手ディベロッパーが大変広大な面積を開発して、その道路を砂利敷きのまま放置して

いた。そこに住む人たちが困る。だからそれに市が出ていって何とかせい、こういっただけに城内委員は、果たしてそれに市が支出することに賛成するのかと、ご質問を聞きながら感じておりました。次元が違うという考えがあるのかもしれませんが、事の性質は全く一緒なわけでありませぬ。大手ディベロッパーだからいけない、それから民間地元の方が開発した地域だからそれは市が支出していいと、こういっただけの議論をどこでどのように区分けされるつもりなのか、私にはその回答を見出すことはできません。

したがって、先ほど来副市長等が答弁しているとおり、一義的にはその住宅を建設し、お住まいを提供しているその方が行うべきであろうと、このように思っております。また加えて市がその土地を提供しなさいということを行行政としてこちらから言えることなのかどうか、これは考え方によっては市行政の公権力をもって私有地を召し上げたという批判も、一面には出てくる可能性もあります。

そういったところで慎重にあるべきであろうと、こう思っています。例えばその団地内の道路について、所有者のみならず市に対して提供を申し出る。それが市道認定に合致しているのであれば、その要件を満たせば、市道認定ということもあり得るのである。その上に立って市が管理をしていくというのが、やはり筋なのではないのかな。現段階ではそのように判断しておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木栄幸君） 泉川委員。

○泉川博明委員 主要な施策の災害復旧についてお伺いします。ページ数で申しますと45ページの下段から46ページの上段でございます。

それではお聞きしますが、市道中沢線の工事が現在一時休工中になっておりますが、工事の再開と完成時期についてお伺いをいたします。

○委員長（佐々木栄幸君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） ただいまの久喜地区の市道中沢線の災害復旧の件のご質問にお答えをします。

現在災害復旧を、ことしの春から進めてきたところですが、その進めている間に若干地盤の変動等がございます。その検討が現在終わりました。ある程度追加工事が必要だということになりまして、今回補正に

予算を計上させていただいておりますが、その予算決定いただいた後、すぐ現場に入りまして水道とかいろいろ兼ね合いもございますが、10月末までには完成させたいということで現在動いているところでございます。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

9款消防費、質疑を許します。藤島委員。

○藤島文男委員 消防関係について2点お尋ねします。

項目で言いますと、一つは消防分団の皆さんには、20分団あるようですが、活動服あるいは出勤服と申しますが、その正式名称はわかりませんが、仮に活動服とさせていただきます。

合併後はスピーディーに統一されたように立派になさっていただきましたし、スピードがあるなど大変個人も喜んでおりますし、もちろん分団の人たちも大変張り切っているようですが、最後のですね、頭にかぶる活動帽というのですか、その帽子についてもそれぞれ統一して部隊としてやっていく場合、当然それが士気、部隊の行動等には絶対不可欠なものと、これは私の別な世界で歩んで来た経験からいってもそうです。

全体をお伺いしますと20分団の内、何分団かがまだ買っていないというか、そろえていないというように伺っておりますが、その理由についてはそれぞれ個々の考えがあるかも知れませぬ。要は費用の関係で、それは行政が補てんしてやるべきか、あるいは各分団が自前の予算で準備すべきかというこの二つに分かれると思っておりますが、形はどうであっても部隊の士気高揚、これについてはやはり格好でなくして、実際の活動面にて統一するというのは理想の頂点であろう、私はそのように認識しております。

その点について現在どのような状態になっているのか、そしてもしそれが完全に統一できないのかどうか、それらの点についてもまずご説明をお願いしたい。

2点目です。2点目は消防指揮車のほうの購入が最近終わったのか注文済みなのか、納車済みなのか、その点は時間がちょっとなかったもので、確認不十分で質問するには申しわけないですが、その指揮車を購入されたか、する予定なのかその辺を未確認のままお尋ねします。ラジオがついていない、あるいは入札その他のいろんな諸要件、条件等がありませぬ、予算。さまざまわかりませぬが、本当に指揮車そのものの車内に搭載するラジオを外したのか、あるいはそれを予

算上の関係でつけなかったのかその点を確認いたします。

この2点をまずお答え願います。

○委員長（佐々木栄幸君） 繁名消防防災課長。

○消防防災課長（繁名勝男君） 2点のご質問にお答えをいたします。まず1点目の消防団の服装というのですか帽子のことです。合併時に山形町の旧山形村消防団においては、活動服の貸与の規定はございませんで、はんでんということ一本でやってまいりましたが、旧久慈市のほうは活動服の規定がありまして、活動服には略帽というのですかね、戦闘帽という形のものでセットものということになります。それには活動服にもはんでんにも装着しているという形です。

これも総務省消防庁ですね、基準を定めてこれでもってずっとやってきておりますが、現在もそうです。平成13年に服装基準というのが改正されまして、やはり消防団員にもいっぱい入ってもらいましょうということで、格好といたしますか、消防だけでなくさまざまなユニフォームをかえた時期がございました。

消防庁でもその服装基準を改正したということで、その中で帽子については基準を定めなかったと、活動服については定めておったのですが帽子については、その時点では帽子の基準を定めていなかったと。つまり現在のアポロキャップというものですが、当市といたしましては基準がない以上ですね、戦闘帽という形を現在もとってまして、現在の活動服に対して似合わない部分もありますけれども、基準が定められない以上対応できないだろうということで現在対応していません。

現在消防団の方では、団本部が中心になってオリジナルといたしますか、基準を決められないものですか、独自につくるといふ、非常に割高になるといいますか、そういった形もありますけれども、現在各分団から注文を受けて、今消防防災課で窓口といたしますか、団本部のほうから注文頼まれまして、窓口になって注文をとっているという状況でございます。

それから消防指揮車のことなのですが、今話を聞いておりましたら、広域連合消防本部で最近整備した車両ではないかなと、こういうふう感じております。消防指揮車は今週月曜日に納車になっておりまして、連合消防本部から聞きましたら、できるだけ支出を少

なくするために最低限のスタンダードで対応したということで、実際的にはラジオもついていないというふうには連合消防本部から伺っております。以上であります。

○委員長（佐々木栄幸君） 藤島委員。

○藤島文男委員 最初の1点目ですけれども、平成13年度に消防庁の方で、これ統一しているのですよね。私もその分まではわかっています。その後のそれから当時想定されたものは着るものです。服装まで、頭の方までは想定していなかった部分があります。

それはその当時の立法上の考え方であり、その時代も背景にありますから、そのことを私は申し上げる立場ではありませんが、ただ消防庁がどうだとか総務省がどうだとかというのはそのとおりなのです。ただ一つくらい岩手県久慈発の一つの新しい取り組みとして統一して、行政が責任をもって示していくという態度、それも必要ではないですか。とかくすると県がどう、あるいは国がどうだとかいろいろありますよ、ものの考え方にです。

それは当然それを基準にして、道しるべにして進んでいくというのは当たり前のことです。でも中にはですね、それが部隊の士気になったり、隊員の士気になったり、それがやがては地域の防災に還元されてくるということを前提に考えていけば、積極的にそういう部分も当市が見直して前向きに進んでいっても、それは何ら問題がないのではないかなというように希望を込めてですね、内容はわかりましたから、私はからの質問の趣旨はそういう意味合いがあることもご理解していただきたい。

それから2点目ですね、広域連合の車のようですが、それは広域でもどこでもですが、要は本当に予算の関係でそれを削減しなければならないのかということについてちょっと私は理解できない。

それは無線とか大きな通信網の装備、新しいものをつけるときは何十万かかります。ただ一般論でいうところのラジオはどのようなラジオか、消防の専用のラジオなのか私はわからないで大変失礼なのですが、やはり無線形態というのは完璧完全でない場合があります。

それがもし通信不能になったりなんかしたときの、いわゆるラジオによるところの防災放送、災害放送というのは非常に役立つのですよね。恐らく私の経験が

らいうと無線の指令とか指示とかというのは、その指揮者が適切な判断と間髪をいれず妥当な指揮をすと思いますが、そういうときにやはり私の経験からいっても、えてしてそういう混乱、混雑したときに通信網が確保できない場合があります。

そうしたいろんなことを想定した場合でも、やはり最後に頼りになるのはラジオです。ラジオなんていうのは別に運転上、作業上、活動上何ら支障がない部品ですよ。それが何十万円もするかわかりません。

一般論でいうのであれば、軽車両でも何でもつけているのではないですか。その辺までをカットしてまでも、予算削減してまで努力する姿もわかりますけれども、そこは多少のところは寄せ引きしてもやはり完備すべきではないのか。

それは最小限度の車両として当然、しかも指揮車となればそれは当たり前のことでしょう。これは言葉を荒くさせて主張させていただきませけれども、その辺のところは見直す、あるいは納車が終わっても後でつけるといっても大したことはないですよ、その辺はその辺の努力はしていただきたいなど。そして消防の方々に頑張っていたきたい、誇りをもって頑張っていたくためにはそういう面でけちる必要はない。

場合によっては、補正予算組んでも引き受けてやるというくらいの意気込みがあっているのではないですか。大したことはない額でしょう。まあその金額はわかりませけれども、意気込みだけは理解してやってですね、一人ひとりの隊員、行動する人たちの心意気というものを阻害してはだめだとそのように考えて、答弁はいりませぬ。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 繁名消防防災課長。

○消防防災課長（繁名勝男君） 1点目のアボロキャップのことですけれども、今後、委員おっしゃるとおりで理解しております。検討してまいりたいと、このように思います。

それから広域連合の指揮車の件でありますけれども、当市で整備する車両については委員おっしゃるとおりこれを踏まえて、現在もそうしておるのですが、今後ともそのように整備を進めたいと思っています。

広域連合の担当者から聞いたところによりますと、ラジオをとった理由というのはカーナビゲーションとセットだったという話でございます、そのラジオだけつけるわけにはいかないということで、カーナビゲ

ーションつけると十数万金額がはるということから、整備をどけたという話を伺っております。以上であります。

○委員長（佐々木栄幸君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君） ただいまの整備車両の件でございます。久慈広域連合に今のようなお話があったということについては伝えてみたいというふうに考えております。

○委員長（佐々木栄幸君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 151ページになりますかね、ポンプ積載車2台更新とあるのですが、これは更新なのか増備なのか1点目。

それから小型ポンプ自動車2台と、十三、十四分団ということで更新になっていますが、これは前の車ですね、何年くらいで更新になっているのかですね。2分団なようですが、その点が2点目。

3点目はですね、先の議会で未利用の貯水施設の関係で、把握しているところが侍浜であったので、2施設について提案をさせていただきましたが、市内にはそのほかにもたくさんあるやに私も若干把握していますが、その未利用貯水施設がですね、侍浜の2施設以外に活用できそうとかできるのではないかというふうなことで、今模索するといえますか検討しているのが何施設くらいあるのか、もしあったとすればそのことをお聞きしたいと思います。

もう一つは防火水槽は4基ですが、新しくつくったということなのですが、そのつくったというのは地区からなり消防団からの要望があって、そして審査するというふうなことでつくっているのか、それとも総体の消火栓なり防火水槽の設置状況等を見てですね、必要地域だということで認めて設置しているのか。その設置の考え方といえますかそれらがどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから消火栓、1,014万円ですか、かけてつくっているのですが、これは何カ所設置したのか。それから本管の口径というのですか、あの大きさとか太さというふうなことで、一つの消火栓つくるのに値段が違うのか、それとも全部それに関係なく同じで設置できるのか、その点。

それから11の標識が設置されておりますけれども、これは古くなって設置したのかですね、新たな消火栓設置した部分での11カ所ということなのかその辺お聞

きしたいと思います。

○委員長（佐々木栄幸君） 繁名消防防災課長。

○消防防災課長（繁名勝男君） 消防団の車両の更新ということでございます。積載車2台、それから消防ポンプ自動車2台、それぞれ新規の更新でございます。それから更新年数でございますけれども、18年ということで基準を定めています。18年というのは、大体部品もそろそろなくなるということとですね、修理費がかさむということで18年を基準に定めております。今回整備したのは、20年以上経過した車両ということでございます。

それから防火水槽といいますが、そういった防火水槽に匹敵するといいますが、そういった場所の把握はどうかというお話でございますけれども、水道事業所等から情報をいただきまして、これまで簡易水道で使われた部分が数カ所あるのですが、そういったのを消防水利として使えるのかということとですね、今調査をまだ進めてはいないのですが、進めようという計画を立ててございます。

それから、防火水槽の設置の考え方でありましてけれども、まず消防水利の指針という基準がございます。その指針に適合していない場所ですね、全く自然水利とか消火栓のない場所とか、そういった場所に優先的に設置するように努めてございます。地区からの要望とか消防団からの要望もございますけれども、その辺勘案しながら整備を進めている状況でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君） 消火栓の設置工事、改修等の内容ということでございます。これは水道事業所が修理、設置した場合に、水道事業所に支払う負担金でございます。内容ですが消火栓の新設に要する経費2基分で146万円でございます。その現場によって、あるいは太さによってこの経費が変わります。経費的にどうかというふうなお話がございましたが、状況によってこの額が減ったりふえたりというふうな状況でございます。

あとは、消火栓の移設に要する経費について支払った部分が9基分でございます。それから消火栓の管理に要する経費、いわゆる凍結防止、水を抜いたという部分と、あとは一部修繕復旧費あわせて1,000万程度の負担金を支払っているところでございます。

あと消火栓の標識設置経費でございますが、これは

19年度分8カ所の修繕をしたところでございます。消防水利いわゆる防火水槽、消火栓標識が見えにくくなったり消えたり、あるいは新設した場合の場所とか、標識を設置をすることによって火災等の災害発生時に速やかに消火活動が行えるように標識を立てたところでございます。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 このポンプ積載車2台の更新ということは、増備ではないということですよ。372ページですね、消防小型動力ポンプ積載車というところが、前年度末から2台本年度ふえているように見えるのですが、その辺はどうかかなということをお聞きしたいと思います。

○委員長（佐々木栄幸君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君） 今の2台の件でございますが、更新車両を入れていわゆる押し出された車両がまだ2台あるということでございます。それについては今後一般競争入札といいますが、いわゆるそういう形で処分してまいらぬという車両でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 小倉委員。

○小倉建一委員 151ページ、水防にかかわってお伺いしますが、この集中豪雨が多くなってきている。あるいは山の木が少なくなってきている。そしてまた堤防がやせてきているというようなことで、非常に水防も重要なこと、このように思って質問するわけですが、久慈川、長内川堤防等のはんらんの警戒箇所、あるいは危険箇所等あるかと思いますが、雨が増水していないときの水防に係るパトロールの状況はどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木栄幸君） 繁名消防防災課長。

○消防防災課長（繁名勝男君） 河川のパトロールにつきましては、年3回各担当分団とそれから消防防災課で危険箇所及びその堤防の点検をしている状況でございます。以上であります。

○委員長（佐々木栄幸君） 小倉委員。

○小倉建一委員 年3回ということですが、その際にこの危険箇所等上がってきたりというような状況があるかと思いますが、その辺の対応はどうしているかお伺いします。

○委員長（佐々木栄幸君） 繁名消防防災課長。

○消防防災課長（繁名勝男君） その時点で主に点検しているのは水門関係が主なのですが、水門について

は管理しているのが岩手県ということで、不備箇所のついては即岩手県に報告して改修してもらおうという形です。堤防そのものについては危険な箇所といえますか、堤防がやせているとかそういった現状では確認はされておりません。以上であります。

○委員長（佐々木栄幸君） 城内委員。

○城内仲悦委員 151ページの消防屯所補助金に関連しますけれども、先日の地震による屯所の災害の届けがあるのかどうか、まずお聞かせください。

○委員長（佐々木栄幸君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君） 屯所が地震によって壊れたとかというふうな情報については、うちの方では承知していないところであります。

○委員長（佐々木栄幸君） 城内委員。

○城内仲悦委員 実は畑田の屯所です。地震の災害によって壊れたということで、当初100万円くらい見積りがあったのですが、今60万というふうになったそうです。市のその屯所補助金が20万というふう聞いております。

今回は地震によって壊れたということですから、災害ということになりますけれども、その20万の補修費では40万の足が出るということになるのですね。そうしますとその40万をどなたが負担するのかということになってしまいます。

この市の補修の20万の考え方は、一般的な経過で修理したいというとき出す20万ではないかと思うのですが、この間の地震によって壊れたということについての補修についての考え方は別にあるべきではないかというふうに思うのですが、この点について知らないというのではなくて、既に市にはかけあっているという話を聞いています。地域では足りない分をさらに住民負担ということも、これは出ているわけです。

こういった災害で出た費用について住民負担に向けるというのは、私は問題だと思うのですが、この地震災害による修理問題についてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたい。

屯所をつくる際も、200万しか市は出していないわけです。ものをつくる場合も、その場合も当初住民から寄附をいただいて屯所を建てているはずなのです。そういう実態がありますから、こと地震災害による分については市の方で見るべきではないかというふうに思うのですが、その辺の考え方をお聞かせください。

○委員長（佐々木栄幸君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君） 今委員がお話のとおり、屯所の新設建設の場合は200万を上限に建設費用等を助成しているところでありますし、修理の際には20万を上限に助成をしているところであります。

この考え方でございますが、いずれは経費的にはある程度200万を超える前後、あるいは数十万というふうな状況にございますが、いろいろと助け合いの精神で安くあげながら今まで助成を一部にとということで助成をしてきたところでございます。

今回地震で壊れたということでございますが、今までの例からいきますといろんな部分で修理をしている、いわゆる五、六十万円かかっても20万というふうな今までの助成をずっとやってきたところでございます。したがって今この時点で、20万を地震の関係で上げるとかいうそういうふうな考え方については、今のところ持ち合わせていないところでございます。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 城内委員。

○城内仲悦委員 地震がなければ壊れなかったし、その修理も必要なかったわけですよね。だから地震災害ということについて、考えがないとかあるいは知らなかったということではなくて、既に市の方には届いているはずなのです。それでいて20万しか出ないと聞いて、地域ではそういった形で動いているという実態があってどうして知らないのですか。全く無視したのですか、そうするとその話は、消防団からきているはずなのです。本当にきていませんか。その点を確認しながらですね、部長今答弁あったのですけれども、20万というのはいわゆる普通の改善をしたいということの修理等に使ってきたと思うのです。

今回の場合は地震災害ですから、地震災害の補修費については市が持つという考えこれぜひ持つべきだというふうに思うのですが、特に屯所については公の建物の扱い、公というか準公ですから、そういった意味ではそういった扱いをするべきではないかというふうに思うのですがお聞かせください。

○委員長（佐々木栄幸君） 繁名消防防災課長。

○消防防災課長（繁名勝男君） 今委員おっしゃったとおりですね、消防団の方から話は聞いておりました。大変申しわけありません。というのは正式といいますが、そういうものではなく壊れたのだがと、つまり

修理費しかないのかなという話ですね、あとは地元でやるしかないのかなという話でありまして、そのとおりですということで話をした経緯がございます。部長の方に、私勘違いしてないということで申し上げたわけですけれども、その辺は訂正をして話は承ってこの補助金の話は説明して、わかったという話を聞いております。以上であります。

○委員長（佐々木栄幸君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君） 20万の助成をもう少しというふうなお話でございますが、今回は地震ということでございます。今までの歴史からいきますと、台風とか自然災害等結構あるわけでございますが、それでもなおかつ20万で今までやってきたところでございますし、そういう考え方で今後もいききたいと、別な考えは今持ち合わせていないというところでございます。以上であります。

○委員長（佐々木栄幸君） 城内委員。

○城内仲悦委員 検討もしてないという中ですから、当然今言ったような答弁しかないというふうには私は思うのですが、しかしもっと地震の災害の調査もやはりもっと吟味すべきではないですか。やはり市の今の対応を聞いたら、ないからそれで仕方ないなという答弁しております。

しかし今両町内で協議しようとしている。しかし一致していないのですね、町内でもですね。そういった点ではおかしいというという声も出ていますから、あるいは修理も20万円以内の修理しかできないかもしれませんがいずれそういった現状があるわけで、建てる時にも負担、さらにその災害の負担も住民に強いるということは本当にひどいことだと私思うので、これはいずれそういう答弁いただきましたけれども、改善方について検討していただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

次に、気象の情報のあり方です。今、久慈地域に大雨警報が出れば、県なり盛岡気象台からそういう警報が出ましたという報道があったり、あるいは防災無線で流されます。実は、久慈地域といった場合に、旧山形町と久慈市内とまた気候条件が違うんですね。久慈地域といったときに久慈市内には降らないと。全然降ってこない。ところが実際は山形町に降ったとなると、下流で、河川では釣りしたりしているときに、いわゆる集中豪雨が山形町であつたらば、これがあつ

という間だったと思いますけど、本当に堤防が決壊するような大きい水害があった経緯があるのですが、そういった点で合併したことによって、この点が極めて、私は危険な状況といえますか、予測される状況があるんじゃないかというふうに思います。

そこで私、先日盛岡気象台に電話を入れたんですよ。そして、その気象の課の方から聞いたんですが、平成22年度に向けて、各市町村単位に情報を出せるようにしていきたいという、努力をしてるというお答えをいただきました。

そこで、例えば久慈地域に大雨警報が出ましたということが発表されたときに、久慈市から電話でもあればアメダスを見ながら詳細はお知らせできますということも聞きました。

そういった点で、警報が出されて久慈地域となった時に、やはり担当から電話を入れて対応をすべきじゃないのかなと思ったんですけども、そういった点での情報のやり取りが、私はこの点について必要ではないのかというふうに思うわけです。

特に、先日神戸でああいった事態があつて、またその以前から担当部には行ってそういう対応すべきじゃないかと申し上げてきたんですけども、その点での対応が改善されていけませんので、そういった点で盛岡気象台との関係をもっと密な形にして、久慈市が旧山形と合併した中で、地域が大きくなってから、気象も当然、地域地域違うわけですので、そういった点での対応が必要ではないかというふうに思うんですけど、その点の対応方についてどうお考えでしょうか、お聞かせください。

○委員長（佐々木栄幸君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君） 盛岡気象台との対応ということでございます。確かに気象警報等が出る場合は県北沿岸地域大雨洪水警報と。プロの方たちが判断した警報でございますので、私ら素人はそれによってどうのこうのという知識は持ち得ておりません。

したがいまして、防災無線では警報が発表されたという情報を流すわけでございますが、実はこの前の7月24日の震災の際に、盛岡地方気象台と連絡を取りあったところでございます。というのは、地震があつて直後に大雨が降れば、亀裂が発生する場所等が危ないであろうということで、詳細な情報を得たところであります。

いずれ、そういうふうなことで盛岡地方気象台とは今後とも綿密な連絡、情報を取りながら久慈市の災害対応のために、役立ててまいりたいというふうを考えておりますのでご了承願います。

○委員長（佐々木栄幸君） 城内委員。

○城内仲悦委員 それとの関連で、いわゆる気象予報士の採用というか、わたしは各自治体必要ではないかというふうに思うのですけども。今、素人といいますが、今、気象予報士がふえています。あるいは職員の中で勉強して資格を取る方もいらっしゃるかもしれませんが、気象予報士も配置をしながら、そういった対応。それでどこの部分で、今、防災無線担当してる課は防災課だと思いますが、どなたが進め役で盛岡気象台と連絡を取っていくのかというあたりをはっきりしておかないと、いつだれがやるかということになってないわけですから、その辺の大雨警報が出たときに、だれが盛岡気象台との連携を取るのか、そこもはっきりしていただきたいと思うんですが、その点とそれから気象予報士の採用についても私は検討すべきだと思うんですがお聞かせください。

○委員長（佐々木栄幸君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木信蔵君） 実は、職員の中に気象予報士が正職員としておりますが、ただ職務は別な部についております。ですけども、例えば知識があっても情報がある程度なくて、分析能力がなければ役に立たないということもございます。いずれ盛岡地方気象台と綿密に連絡を取り、情報収集しながら今後そういうふうなことで対応してまいりたいというふうを考えます。

○委員長（佐々木栄幸君） 中平委員。

○中平浩志委員 消防車両の更新等先ほど出ておりました。藤島委員が話しているのも確かに、ラジオくらいあってもいいのかなというふうに 広域の方でそういうふうにやったといいますが、仮にナビがついたやつを取り払ってもラジオはつけられるはずなので、どこでどういうふうな形で車屋さんが言ったのかわかりませんが、ちょっとその辺はやっぱり考えた方がいいのかなというふうに私自身は思います。これは答弁いらないです。

その車両の更新についてなんですけども、消防の無線、これが平成28年にデジタル化になるというふうな話を私伺っております。ということは、今、更新して

いる消防車両の無線というのは、28年にはデジタル化になるということで使えなくなります。その辺を考えながら、消防車両の更新を今行っているのかどうか。

また、それに対応するためには結構な金額というのにもかかると思うんですね。全車両かえなきゃならないということになるというふうに思いますので、ある程度計画性を持ちながら、デジタル化に向けて車両の更新等含めて考えていかないと、私自身は一切アナログは使えなくなって、何か地震災害等が発生した場合でも、一切使えないと何の意味もない車両になりますので、その辺もちろん私自身が言わなくても、消防の方でも十分考えを持ちながら対応をするというふうには思いますけれども、その部分についての考えをお聞かせください。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 繁名消防防災課長。

○消防防災課長（繁名勝男君） ただいまの質問、消防無線のデジタル化ということのご質問ですが、平成28年の6月1日からデジタル化ということで、それ以降はアナログ周波数帯はなくなる、使えないということでありまして、現在岩手県というんですか、県内12本部あるのですが、12本部で検討委員会を開いておりまして、県内を統一しようということで現在作業が進められております。

今年度については電波調査をするということで今進んでいるんですが、その結果を踏まえて、消防団が使用する無線機についても整備を進めていくことになろうかと思えます。大体2年前には試験運用するということでありまして、26年辺りからデジタルの電波を使えるような形に、そういった話を伺っております。それまでどういう団車両で対応するかというのは、慎重に検討して対応したいとこのように思います。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

歳出10款教育費、質疑を許します。梶谷委員。

○梶谷武由委員 まず、161ページ。久慈小学校の耐力度調査を行ったということで、結果の概要についてお伺いしたいと思います。

それから、165ページ。中学校費で公用車の購入がされているわけですが、これの使用目的と使用状況について。

それから、もう1点は、主要な施策の成果に関する説明書の27ページのところにありますが、下のところ

で、学校図書の充実というところで、このような金額で図書の充実を図ったとありますけれども、図書費について国の方でも学校図書の充実を図っていかなければならないと。古い図書なんかについての更新も行わなければならないということで、交付税の増額を大幅な増額で措置をされたわけですが、実際に図書の購入は昨年度とほぼ同額となっております。この交付税の用途については特定されていないというのは、これまで何度も話もされてきていますし、そのことについては承知はしておりますけれども、国の方のこういう方針あるいはそのための財政措置というのを受けながらもなぜ、全く考慮されないあるいは配慮されないようなこういう結果に終わったのかということについてお伺いいたします。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 中居教育次長。

○教育次長（中居正剛君） 私からは、学校図書の関係でお答え申し上げます。ただいま、委員からご指摘ありました交付税の関係。委員おっしゃるとおり用途の制限されていない一般財源なわけでございますが、国では基準財政需要額に措置したのだから、それをもって購入すべきだというような新聞報道等あるわけですが、前段申し上げましたように、用途の制限されていない一般財源でありますので、その全体の中での図書の購入ということになるかと思えます。

それで充足率でお答え申し上げますが、平成18年度で小中学校全体では78.2%という充足率になってございまして、19年度は78.8%という充足率になってございます。一般質問等でもお答えしておりますが、今後とも学校図書の充実に向けて努力してまいりたいと思います。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 鹿糠沢総務学事課長。

○総務学事課長（鹿糠沢光夫君） 久慈小学校の耐力度調査の結果でございますが、手元にちょっと資料ございませんので、資料を取り寄せてお答えいたしたいと思えます。

それから公用車の購入でございますが、これはスクールバスです。山形町の分のスクールバスの整備事業費でございます。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 図書費の分についてですが、現在のよう予算の配当あるいは執行状況だと、学校で標準冊数をそろえるには非常に長い期間を要すると。私が

計算したところでは、新たにこの予算だけで購入するには50年以上もかからないと標準冊数をそろえられないと。学校では非常に古い図書が多く存在をするわけです。そのような中で教育委員会として、現在の購入状況というのについてどんな考えを持っているのか。もちろん財政のことですから、いきなりということにはならないと思いますが、考え方についてだけお伺いします。

○委員長（佐々木栄幸君） 末崎教育長。

○教育長（末崎順一君） ただいまの学校図書の充実につきましては、これは委員さんがおっしゃるとおり、学校教育上も必要だというふうに考えております。しかし、今次長がお答えを申し上げましたとおり、予算を確保するということがまず現実的な話でございます。これは市長部局の財政事情等もよくわかっております。その緊急性を求められる課題というのはたくさんありまして、その中でやり繰りして何とか確保したいと、教育委員会内部でもいろいろと改革できる部分については改革をしながら予算を確保して、その分については教育委員会のこういったような事業に持っていければいいというふうに思って、現実的な対応をいろいろと考えているところでございます。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 鹿糠沢総務学事課長。

○総務学事課長（鹿糠沢光夫君） 先ほど保留しておりました久慈小学校の耐力度調査の結果でございますが、全部で7棟ございます。3,094点から5,284点までの間に7棟の点数が入ってございます。ちなみに国庫補助の採択基準でございますが、5,000点以下のものが補助基準に合致するというところでございまして、このうち6棟が補助基準をクリアしているということになります。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 そうすると、久慈小学校建てかえ改築にかかわっての影響というのが出てくるのか、残り1棟分にかかわると思うんですが、出てくるのかどうか、今の段階でわかればお伺いをしたいと思えます。

○委員長（佐々木栄幸君） 鹿糠沢総務学事課長。

○総務学事課長（鹿糠沢光夫君） 久慈小学校の建築の補助の際でございますが、これは全体的な数値でとらえると承知しておりますので、補助の方はあまり影響はないというふうに現時点ではとらえております。

○委員長（佐々木栄幸君） 城内委員。

○城内仲悦委員 今の小学校費に関連しますが、19年度で耐力度調査が終わって、実はもう小学校では関係者で検討委員会に入っているわけですけども、聞くところによれば11月あたりまでに大体の構想を決めるのだというふうなお話も伺えるのですけども。

その際、その地域の方々あるいはPTAの方も含めて、全体等から声を聞く機会を持っているのかどうか。その辺がないともう検討委員会で決めて、青写真が出て、もうこれで決まったということになってしまうのか。来年度予算化するとすれば、そんな手間暇ないのですけども、地域の方々等から聞く、あるいはこういった考え方を持っているということを示す場がどの辺にあるのかお聞かせいただきたいのが第1点目であります。

それから、あの地区にはプールがないわけですね。当時以前は久慈中学校にプールが設置されてあったのですが、もう既に壊されて更地になっているわけですが、あの地区にというか小学校にプールは非常に必要な施設だと私は思っているのですね。というのはかなづち、泳ぎを知らないで泳げない人は小学校のとき泳いでないのですね。大きくなってからなかなかかなづちちは直らないそうですが、小学校時代、幼児から小学校に向けてやっぱり水とのかかわりでやっていくとちゃんと泳げるようになるそうですが、したがってその久慈小学校の校舎改築にかかわって、プールの設置もその計画の視野に入っているのかどうか、その点を二つ目お聞かせください。

それから、従前から司書の配置について、図書の実態も必要ですが司書の配置についてずっときたのですが、一番久慈小学校は久慈市内で大きいわけですけども、この大きい小学校にまず司書の配置を考えるべきじゃないかと。今年度も入ってないし、21年度からの配置を考えられないかというふうに思うんです。というのは、久慈市小学校の図書館には図書ボランティアが今入っているというふうに伺っております。そういう中で非常にいい役割を果たしているというのを校長等から聞くわけですけども、そこに司書が配置されると、そのボランティアと連携され充実さを担っていくというふうに思うわけです。というのも、これも私も2年前の教民の視察で、これは東大和市を視察したときに、本当に司書の果たす役割を見てきましたし、そのことによって私は図書館との連携、蔵書が少

ない中で市図書館との連携等をしながら、必要な情報をそこで補っていくということができないのではないかと思いますので、そういった点でのことも考えられますので、その司書配置についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 中居教育次長。

○教育次長（中居正剛君） 私からは久慈小学校にかかわってのご質問にお答えをいたします。まず、地域等からの意見の聴取はどのように考えるのかということですが、現在検討委員会にはPTAの代表の方、それから町内会の会長さん、区長さん等をお願いして、今、先進地視察なり検討の委員会を開いて意見を聞くこととしております。そのほかの地域等の意見ということですが、それらについては今後検討してまいりたいというふうに考えます。

あと、プールの設置についてというお話ですが、それらについては今後、敷地面積等から判断せざるを得ないのかなという考えを持っておりますが、現時点ではプール設置についてはなかなか困難なのかというふうに考えているところでございます。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 坂川学校指導課長。

○学校指導課長（坂川孝志君） それでは、司書配置にかかわってのご質問に答弁させていただきます。小中学校ですけれども、12学級以上を有する学校に司書教諭が配置されております。これは今年度につきましては、小学校に3校、中学校に1校、計4校となっております。久慈小学校の方というお話ございましたが、県の方の配当基準というのがございまして、これに基づきますと、通常の学級と特別支援学級を合わせた数が27学級以上の学校については、定数外で1名を専任の学校図書館司書教諭として配置するというような基準で、現在配置を進めているところでございますが、ご意見いただきましたので県教委といいますが、そちらの方にもお話ししながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 城内委員。

○城内仲悦委員 久慈小の敷地云々ということで、困難ではないかという答弁あったところですけども、久慈小の敷地についていうと今市営住宅の部分も広げていくということになっているはずですけども、当然その敷地の問題で必要な敷地を確保するには買収も

当然必要なわけで、今の久慈小の周辺の敷地は市営住宅の西側に約3反歩か4反歩の、地目では水田だと思うのですが、あるわけですね。そういった意味では、後から確保というのはできないわけです。この計画の際に、必要な用地を確保していくことは必要なわけですから、当然それは財政権を持つ市長部局との関係がありますけれども、敷地の確保についてはやはり後からはできませんので、あの地域は、現在あの市営住宅の西側についても用地を確保しながらプールの設置も視野に入れていくという方向をご検討いただきたいのですが、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（佐々木栄幸君） 中居教育次長。

○教育次長（中居正剛君） 用地の確保については可能な限り教育委員会として努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。プールについても、その中でどういうふうにできるのかということになるかと思いますが、現時点ではプール設置についてはなかなか困難であるというふうに考えているところでございます。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 小倉委員。

○小倉建一委員 今久慈小学校改築にかかわってのプールの関係が出たわけですが、ちょっと難しいというような話がありますので関連してお伺いします。総合プールも大分建設後経過して、耐用年数も過ぎているかなというふうに思っておりますが、水が漏れたりいろいろの悪状況のなかでよく開業していただいているわけですが、総合プールの現在の状況と今後改築の見通し、あるいは私の考えであれば久慈小学校のプールをちょっと大規模にしてこれを兼ねるにいいのかなというところもあります。その辺の総合プールとしての考え方について、総合プール管理の方の立場としてお伺いしたいと思います。

もう1点は、旧長内中学校に郷土資料館のようなものをとすることで今進めているわけですが、その4月11日の岩手日報によりますと、この岩泉高校小川校舎を活用したまちの歴史民俗資料館を岩泉町でつくって開館したということが載っておりました。これでいきますと開館については、当面毎週水曜日9時から4時までというふうに、1週間に1回開館して無料で見せているということなわけです。この前の一般質問の際にもそういうことではなく、要望があれば職員が行って見せる形をとるということでしたが、私もこの岩泉

方式で当面は1週間に1回くらいはいいのではないかと考えておりますが、考え方についてお伺いします。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 中居教育次長。

○教育次長（中居正剛君） 総合プールのお話でございますが、委員ご承知のとおり当市において夏場の開設期間等が大変に短い、そういうような状況がございます。あと現在学校の水泳授業等については、バスを配車いたしまして元気の泉の温水プール等を活用している。そういうふうな状況でございます。今現在は総合プールの改築等については考えを持ち合わせていないところでございます。

それから旧長中の関係でございますが、それらについても今後どのような方法、公開のあり方等について検討してまいりたいと思います。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 小倉委員。

○小倉建一委員 今のプールの関係ですが、長内小学校については学校附属のプールがあって、一般にも開放しているわけですが、これで成功しているのではないかなというふうに見ておりますが、久慈小学校についてもぜひこの方法を取り入れるべきだと思いますが、再度考え方を伺います。

○委員長（佐々木栄幸君） 中居教育次長。

○教育次長（中居正剛君） 長内小のプールについては、有効活用が図られているという委員のお話でございます。確かに学校のすぐそばにプールがあれば、それなりに活用もされるということについてはそのとおりだと思いますが、この当市においてはその気象条件等において、自然天候型のプールであればやはり開設の期間等が限られると、そういう面等もございますので、それらも含めて検討しなければならないものというふうに考えております。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 藤島委員。

○藤島文男委員 それでは1点だけお尋ねします。学校現場における地球温暖化防止教育について、こういうことでお尋ねしますが、3日の私の一般質問においても教育長さんからご答弁いただいておりますので、そのことをこの委員会で改めて決意のほどを確認したいということで、あえて取り上げさせていただきました。

時間の関係でもろもろ細かいことは説明できませんでしたが、大川目小学校では学校教育の現場の中で節

電、節水こういうことを子供たちが手で触れる、目で触れる、そういう状況の中で節水節電を通じることによって、それが先生方がCO₂の削減、一酸化炭素の削減につながるのだということを教育しているわけなのですが、これはすごい素晴らしいことだなとそのように感銘を受けました。やがて子供らは家庭に帰ると、学校でこういうことをやってきたよ、こういうことをやっているよということで説明しながら、みずから節水・節電の生活をしていると思います。

そしてまた、その子供らが大人になっていったときに、その子らが中心となって地球温暖化防止のための主役を務めていくことになるかと、そんなふうには私は理解しているところであります。特に学校で優れているのは、ただ単に子供らに注目を浴びるような、あるいは今はやりの言葉でいえば押しつくだとか、メニューに沿った指導だとかそういうのではないのです。

昨年度1年の月別に統計を示しながら、今月はこれくらいこれくらいだったよというようなわかりやすいように取り組んでいるわけですが、これは地球温暖化防止隊とかこういう名称をつけてですね、取り組んでいる学校現場があるということ、私は一般質問でも紹介しながら申し上げたかった。

こういう現場で取り組んでいる教育は、実は大人がかなり専門的に立派なことを、学者を含めてあれこれ説明しますけれども、それでは大人自身が具体的に家庭に帰ってどういう温暖化防止の取り組みをしていくか、その実態を見たら恐らく子供らより落ちる。会議だとかいろんな打ち合わせだとか、まことしやかに立派なことを言っているけれども、大川目小学校の子供らより落ちている。私は残念ながら、大人が素直に認めなければならないくらい恥ずかしい部分があります。

しかし子供らがそういう学校教育現場の中で、立派な校長先生方から指導を受けながら取り組んでいるということに感銘を受けました。このことをこれからの学校現場教育の中で、教育長さんがどのようなお考えをもって他の学校にも普及していくような指導、助言なりそういうことを考えておられるのか、改めてこの委員会でご意思のほどを確認させていただきたい。この1点だけです。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 末崎教育長。

○教育長（末崎順一君） ただいまの環境教育につい

てのご質問にお答えをいたします。この環境教育につきましては、学校がそれぞれ教科書にもありますし、いろんな教科において取り組みをしているところでございます。ただいまご紹介ありましたこの学校の取り組みにつきましては、非常に評価をしているところでございまして、その温暖化防止に対する子供たちの興味関心を高め、それを実践しているだと、こういったようなことにつきましては評価をしています。

したがってそれを例えば校長会議、そういったところにおいて情報提供するといったようなことで、それぞれの学校におきましてはそれぞれの校長が教育課程の編成をするということになっていきますので、その中に実践できるかどうかということについては、それぞれの校長がいろんな方法を考えるということになります。逆に言うと水生生物、こちらに力をいれると水生生物調査方が少し時間が割けなくなるといったようなバランスもあるでしょう。それぞれのところでそれぞれの学校が環境教育に力を注ぐように指導してまいりたいと思います。

○委員長（佐々木栄幸君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 157ページです。中ほどに教員住宅解体工事ということでついでに書かれていますが、これはどこの教員住宅の解体だったのか、1点お伺いしたい。

それから2点目は、今の入居不可教員住宅が幾らあるのかお伺いしたい。

それから3点目は麦生小中学校の教員住宅が、グラウンドのすぐそばに建っているのですが、大変新しくいい住宅であります。これ閉校後ですね、どういふふうな活用といいますか、運用をする予定なのかお伺いしたいと思います。3点目。

4点目は先日麦生地区の敬老会に招待をいただきまして、教育長も招待いただいたわけですが、終わりの方になってですね、高齢者から、もう1回小学校に入りたいという話がありました。そんな話が聞かれました、学校を閉校した後間隔をあげないですぐ再活用するように、そういうふうな話があったわけです。先日の関連質問の中で、実行委員会と協議して方向づけを検討していきたいと、こういうふうなお話がありましたけれども、今記念事業等で確かに実行委員会は忙しいわけですが、地域ではですね、生徒がいなくなっても何らかの活用をすぐやれるように取り組んでいきたい、いただきたいという意見でありますので、

実行委員会との窓口をまず早くセットしていただきたい、こういうふうに思います。

それから5点目ですけれども、閉校後も体育館なんかですね、使いたいだけでも申請といいますが、使う申請等が面倒くさいといいますが、一つのルールがありますから、面倒くさいというのは言い方が悪いのかもしれませんが、難しいとなかなか実際問題として使いたいと思っても使えないのかなという声もありました。そういうことで、その辺もどのような手続きで活用ができるのか。簡単に利活用できるような方法があれば、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

それから6点目は、グラウンド周辺の管理はどのようにするつもりなのかです。この麦生地区は環境美化といいますが、そういう部分に大変熱心に地域で取り組んでいる地区であります。待浜の中でもとりわけ一生涯懸命取り組んでおります。かと言ってあまり除草剤とかそのようなものを加減しながら、考慮しながらそういう活動に取り組んでいるというふうなことで、どういふような管理になるのかなということをお聞きしたいと思います。

それから173ページ、文化会館の関係であります。文化会館、特にステージ部門なんかの使用の場合は、当日の発表に向けて当然リハーサルとか前段の取り組みが必要になるわけですが、その部分については日程等が十分確保といいますが、利用確保できるような内容になっているのかどうかですねお伺いしたいと思います。

それから179ページ、スポーツ少年団指導者育成補助金というふうにあるのですが、この内容がどのような内容なのかです。実はことでしたか、待浜の柔道スポーツ少年団がですね、職員の異動によって団員がもうやめるかなとかそういうふうな話がちらほら聞こえてきました。もちろん少年団の指導ももちろんですけれども、指導者の育成についてどういふような考え方なのかですね、あわせてお伺いしたいと思います。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） この際、昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

審査を継続します。歳出10款教育費、答弁を求めます。中居教育次長。

○教育次長（中居正剛君） 麦生小中学校の教員住宅の活用策についてですが、学校の跡地利用とあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に麦生小中学校の跡地利用については、実行委員会や地域の方々の意見を聞くとともに、関係部局とも協議をしながらその活用策について検討してまいりたいと考えております。

次にグラウンドや体育館の施設利用についてであります。旧長内中学校のグラウンドの貸し出しと同じく、電話により仮予約をしていただき、その後申請書類を提出していただきたいと考えているところでございます。私からは3点についてご答弁申し上げました。

○委員長（佐々木栄幸君） 鹿糠沢総務学事課長。

○総務学事課長（鹿糠沢光夫君） 教員住宅のことにつきまして、私の方から答弁したいと思います。教員住宅の解体工事でございますが、昨年度は小久慈小学校の教員住宅1棟を解体しております。それから現在の教員住宅の実数でございますが、現在69戸ございます。このうち使用可能な住宅が59戸ございます。入居の状況でございますが、35戸が入居しております。空き入居は、この使用可能な数字に対して24戸というふうな状況になっております。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 松橋社会文化課長。

○社会文化課長（松橋重男君） 文化会館のステージ使用に係るリハーサルの日程確保が十分かとのご質問にお答えいたします。リハーサルの日程につきましては、基本的には1回としておりますけれども、学校関係につきましては、他の利用がない場合には特別に複数の日をリハーサルとして使用させておりますので、日程の確保が十分だと思っております。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 高柳社会体育課長。

○社会体育課長（高柳利久君） 私からはスポーツ少年団の指導者育成補助金と、少年団の指導者の考え方についてお答えしたいと思います。

まずスポーツ少年団指導者育成補助金についてですが、この補助金はスポーツ少年団指導者がスポーツ少年団登録をする際にかかる登録料と、スポーツ安全保

険に加入する際の保険料の2分の1を、1団体4名を上限に201名に補助したものです。

次にスポーツ少年団の指導者の考え方ですが、指導者につきましては、各少年団で確保していただいております。要請にかかる経費補助とか研修会については、久慈市体育協会及びスポーツ少年団本部と連携し行っておりましてでございます。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 まず教員住宅の関係ですが、私が把握しているところでは栄町ですか、久慈小学校の教員住宅。2戸あるのですが、あそこの借地料が約15万ちょっと抜けるくらいで、抜群に他のところと比べて数倍借地料がかさむ場所だったというふうに記憶しています。ですから私は今使っていないと思うのですが、入居不可の中で借地料が高いところから順番に解体するのかなと、こういうふうに思っておったのですが、未入居の住宅の解体の考え方についてお伺いしたいと思います。

それから麦生の関係ですが、グラウンド等の管理の関係はどのようにやるのかお伺いしたいと思います。

それから文化会館の関係ですが、1日という基本的には、あとは利用がない場合には複数の日数ということのようなのですが、特に小学校の低学年とかそういうふうな場合は、日数が必要な場合があるというふうに思うので、その辺を十分考慮して配慮した確保に努めていただくようにすればいいのではないかと思います。

それからスポーツ少年団の関係ですけれども、やはり1人の指導者がいなくなって少年団が消滅まではいかなくても、それまでせっかく習っておった子供たちがですね、志を持ってこうやっておったのがっかりしてもう途中でやめるというようなことのないように、指導者の方についても十分配慮してやっていくようにしないと、せっかく柔道のまちなりスポーツを通じての健康づくりのまちづくりということでやっているわけですが、そういう部分が空洞になるのではないかと心配されますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木栄幸君） 鹿糠沢総務学事課長。

○総務学事課長（鹿糠沢光夫君） 私の方からは教員住宅の件と、麦生小中学校のグラウンド等の管理についてお答えします。

教員住宅の未入居の解体方針でございますが、未入居で入居が見込めない住宅につきましては、その借地に建っている住宅を随時解体し、借地を借主の方にお返すという方針で進めていきたいと思っております。それで今年度でございますが、久慈小学校の住宅2棟につきましては既に解体の入札等執行しております。

それから麦生小中のグラウンドの件でございますが、これは現時点で教育委員会が管理しておりますので、使用方法が定まるまで教育委員会の方で管理をしてみたいとそういうふう考えております。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 松橋社会文化課長。

○社会文化課長（松橋重男君） 小学校のリハーサルの回数をもっとふやしては、という質問にお答えをいたします。予約する際に他の利用がない場合には複数回、結構三、四回ほどやっているのですが、そのときはいいですよということをやっておりますので、いずれその場合にはまた別なところをいつつかまえていただければと思います。決して使ってはいけないということはしておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（佐々木栄幸君） 高柳社会体育課長。

○社会体育課長（高柳利久君） 指導者の件についてお答えしたいと思います。先ほど来ています侍浜柔道スポーツ少年団のことだと思いますが、私どもの指導者登録が5名になっておりますので、まずは関係団体等と協議してみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（佐々木栄幸君） 山口委員。

○山口健一委員 私から2点ほど。埋蔵文化財について一つなのですが、これは以前にも一般質問で質問しましたけれども、今外里遺跡の方が発掘調査終わる時期なのですが、前回の質問のときには貴重な文化財、そういった埋蔵文化財をぜひ子供たちに見せてほしいということで質問したことがあるわけですが、そのときにはぜひ検討してそういう方向でいきたいというふうな話をしていました。このことについて、大川目公民館では今度の9月13日に地元で見学会を行うようですけれども、やはりこういったものを皆さん子供たちに見せながら、そういった市の教育に役立ててほしいなと思っておりますが、その件についてお伺いいたします。

それからもう一つは文化会館について、当時からアリオンの江戸京子館長に館長報酬として100万円支出しているわけですが、私はそろそろもう役目を終えたのかなというふうな思いはあるわけですが、基本的な館長の考え方について。それから館長はこの19年度に何回くらい久慈に来て活動しているのか、その辺についてお伺いいたします。

それから文化会館の自主事業について、主要な施策の中では入場者が2万人ほど前年度よりはふえているようです。しかし入場料収入、使用料収入700万円程度で実質的には1億7,000万円ほど、そういった文化会館の運営にはかかるのかなというふうに見ます。今後また古くなった場合には、維持管理とかいろんなもので出てくると思いますが、その辺の支出のバランスはどのように今後とっていくのか。次には使用料とか、そういったものを今回条例改正してやるわけですが、今後入場収入がどの程度変わってくるのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 中居教育次長。

○教育次長（中居正剛君） 文化会館の館長といいますが、芸術監督に関わってのご質問にお答えいたします。この文化会館の事業を実施するには、やはり専門的な技術や知識と経験、それから人脈等が必要であるという考え方、それからこのアンバーホールは音環境を重視した大ホールを有するということ等を考えあわせて、その建設当時に日本を代表するピアニストであるばかりでなく、チャイコフスキーピアノコンクールや日本国際音楽コンクールなどの審査員、さらには東京都民の文化栄誉賞を受賞されました江戸京子氏を館長、芸術監督としてお願いして現在に至っているところでございます。

そして今後の考え方ということでございますが、この市民にふさわしい芸術事業を企画して演奏家を選んでプログラムを決めるという、こういう仕事はやはり極めてプロフェッショナルな職務であるというふうに考えているところでございまして、この芸術監督としての館長の配置については今後とも重要であると、現在のところ考えておるところでございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 松橋社会文化課長。

○社会文化課長（松橋重男君） 外里遺跡のことでお答えいたします。9月13日外里遺跡発掘調査の現場の説明会がございまして、それでいろいろなところ

にご案内をしているところでございますので、たくさんおいでになると思っております。また学校の方にもですね、ご案内してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また次に江戸館長が何回来ているかということでございますが、19年は2回来ておりますし、ことしは2回ほどおいでになっております。またこの前、小山実稚恵さんのコンサートの前の日に市民の皆さんとの懇談会をしようと計画しておりましたが、都合によりまして実現できなかったと。これにつきましては、今後また取り組んでいきたいと思っております。

次に自主事業でございますけれども、昨年から財団法人地域創造の助成を受けまして、19年は860万円ほどの助成を受けておりますし、今年度は1,000万円の助成を受けて事業に取り組んでおるところでございます。また来年度につきましても、1,000万円ほど助成を受けながら公演等を実施してまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 山口委員。

○山口健一委員 遺跡の件に関してはぜひ小中学校の子供たちに、貴重な文化遺産でありますので、機会をとらえて学校等に紹介するなり、私たちも感銘受けましたけれども、ぜひそういった機会をうんととらえるようにお願いしたいなというふうに思います。

それから今文化会館の館長のあり方については、次長から話がありました。実際的には久慈の市民の方々には言わせると、なかなかコンサートとかいろんな面がちよっと多すぎて、なかなかやはり選んで行くというふうな形になって、いいものが来てもなかなかそういった入場にばらつきがあるような感じを受けます。こういった面ではやはりきちっと精査するというわけではありませんが、さっきいったクラシックとか何かというのも年に1回であればいいのですが、何回も来るとなるとなかなかこう市民の皆さんでも、大変こういう情勢が厳しいなかではなかなか足が向かないのではないかなというふうに思います。

今後こういった面ではやはり、今後そのあり方については配慮していくべきではないかなというふうに思います。

それから先ほど使用料等について、今後使用料収入だと700万円程度の中でも、実質的には管理がかなりかかっているわけですが、今後この辺がどういふ

な動向になっていくのかについてお尋ねしますが、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木栄幸君） 末崎教育長。

○教育長（末崎順一君） まず、1点目の外里遺跡についてでございますが、これについては学校の方に紹介をしてみたいというふうに思います。

それから、二つ目のアンバーホールについてのご意見でございますが、ただいまのご意見は参考にして、次の事業を立てる際にどのような編成をしていけばいいのか、どういうプログラムを組めばいいのか、その点協議する際の参考にさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 松橋社会文化課長。

○社会文化課長（松橋重男君） 手数料につきましては、現状維持でいきたいと思っておりますし、また、確かに現在9年ほど経っております、いろいろとこれから修理等々ございますけれども、いずれ何とかいろんな手を尽くしながら、あまり経費がかからないようにやっていきたいと思っておりますのでご理解お願いいたします。

○委員長（佐々木栄幸君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 それでは2点ほどお聞かせいただきたいと思っております。

一つは、少人数学級の拡充の問題です。いろんな方法とありますが、形があるかと思うんですが、本市としての、それへの対応ですね、聞けば県の方でもメニューというか、あってそれぞれの協議をして進めたいというふうな話も伺ってるわけですが、本市としての少人数学級の拡充の問題についての考え方、方向性について第1点。

第2点は、いわゆる一斉学力テストの問題です。この問題について私どもは、教育現場に過度な競争をおもものだと、無駄ではないのかということも指摘してきたところでありますが、2回やってみて、60数億のお金をかけてる。実は先般、この政府与党の部会でもこれについていろんな意見が出されてきました。全国一斉学力テストは税金の無駄遣いであり、今のままなら不要。なぜ全員に対する調査で毎年やらなければならないのか。

例えば、5年に1度の試験として、その間はサンプル調査として経年変化を追ったらどうか。こういう意見も自民党の部会等、会議等で出てくる状況です。そ

ういう点ではやはり、当市の教育委員会としてもいかなものかというような形での、意見とありますが、要請とありますが、県にも国も上げるひつ要有るのではないかとこのように思いますがお聞かせください。

それから、この問題をめぐって昨年、大阪の知事ですか、教育委員会、県教委を非常に下劣な言葉でなじって結果を公表する、言ってみたり。あるいは、隣の秋田県では、秋田が一番かな。いわゆる町村ごとの結果を公表したいというようなことが報道されております。

そもそも、発足当初は公表しないというのが前提であったと思います。そこで私がお伺いしたいのは、県や本市としての情報公開条例との絡みで当初の公開をしないということが守られる保証、担保が基準としてあるのかどうか、改めてお聞かせをいただきたいと思っております。

○委員長（佐々木栄幸君） 坂川学校指導課長。

○学校指導課長（坂川孝志君） ただいま、3点ほどご質問いただきました。

まず、1点目についてお答えしたいと思います。少人数学級の考え方でございますけれども、県の方は、小学校の1年生と2年生に35人学級ということで実施してきているところです。これは当初、1年生だけでやってきたところなんですけれども、その後2年生にも拡充ということでなってきました。これに加えまして、少人数学級ではないんですけども、少人数指導とありますが、そういったことも行ってきています。

今年度、当市の小中学校にかかりましては、小学校の方に、5校に7名、中学校の方は4校に7名、合計14名加配定数外で加配された形になっております。それから、非常勤ではございますけれども、すこやかサポートということで、小学校の方の低学年とありますが、1年生のほうで30人超えの学級がある場合に、非常勤でありますけれどもプラスしているという状況です。

それから、本市には複式を抱えている学校が多数あるわけですが、その複式を抱えている学校、複式ですから2つの学年の合計児童数ですけども、14人、それから15人、それから16人の場合に非常勤を配置しているというところでございます。

このすこやかサポートにつきましては、市内の小学

校4校に5名、今年度配置になっております。そういうふうには県の方も今、検討してるかも知れませんが、ちょっとその辺の詳しい詳細の情報はこちらもございませんけれども、いずれ少人数学級、それから少人数指導ということで並行してきております。

加えまして、その少人数指導にかかわりましては、昨年度よりも今年度、加配のされた数がふえております。そういった意味では、ある意味拡充ととらえてよろしいのではないかなと考えております。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 末崎教育長。

○教育長（末崎順一君） 全国学力・学習状況調査のご質問でございますけれども、これにつきましては、ねらいというのは児童生徒の学力や生活習慣を把握して、各学校の事業や指導の改善を図るということでございまして、これは悉皆調査なわけですが、悉皆であればあるほどそれは精密なものが得られると思っております。5年に1回でいいんじゃないかという議論があるというような話もあるようですが、それについては国の様子といいますか、その辺を見守りたいと思います。

それから、公開条例の関係ということでございますけれども、これはやはり愛知県の犬山市の関係で県の情報公開条例に抵触するしないというような話のところですから、様子を今見守っているところなんです。その条例は一つ変わった点があって、変わった規定があると。それは小さいテスト、数十人のテストについては公開しないという、そういう規定があるやに聞いております。したがって、その規定があるが故に大きいテストの結果については公表しなければならないんだというような議論もなされてようですが、いずれにしろ、どのような結果が出るのか、その辺はやはり見守っていかなければいけないと思っております。うちでは公開をする考えはございません。

個々の学校について公表するという考えはございません。以上です。

○委員長（佐々木栄幸君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 173ページ、文化会館の委託料についてですが、施設管理委託料として1,200万円幾らと。この委託内容と委託先、それから舞台音響にかかわる

委託料1,700万円。これについては、年間幾らという委託なのか、ホールの使用する回数等によつての委託なのかをお願いいたします。

○委員長（佐々木栄幸君） 松橋社会文化課長。

○社会文化課長（松橋重男君） 施設管理委託料の件についてお答えいたします。1,200万円でございますが、これは空調保守と消防設備保守とありまして、これは一般的にはアンバーホールとおらほーるを一括にして委託してあるものでございまして、業者名は空調保守、消防設備保守、浄化槽維持管理につきましては、イオンディライト株式会社でございます。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 舞台関係についてはありませんでしたが、あとそれから、この施設管理委託料となつて、その他にも警備とか清掃、設備保守、さまざまあつたわけですので、管理委託料がどうの中身かなという疑問を感じてお伺いしたので、今のお話ではちょっと理解できかねたのもう少し詳しくお願いします。

○委員長（佐々木栄幸君） 松橋社会文化課長。

○社会文化課長（松橋重男君） 施設管理委託料、あと警備委託料とございますが、これの中身でございますか。施設管理委託料は空調保守、消防設備保守、それと浄化槽維持管理委託料ですね。それから、建設設備の定期点検の報告、それからおらほーるのエレベーター保守点検でございます。それから設備警備委託料はアンバーホールの警備委託料と、おらほーるの警備委託料、それから施設清掃につきましては、両館の清掃、施設の清掃でございます。また、施設設備保守点検につきましては、アンバーホールの舞台機械保守点検、おらほーるの舞台保守点検と舞台照明保守点検、舞台音響保守点検でございます。以上でございます。

○委員長（佐々木栄幸君） 高屋敷委員。

○高屋敷英則委員 決算書にはいろいろな事業の名前が載ってないので、この主要な施策の成果に関する説明書の26ページと27ページにかかわることなんですけれども、いわゆる県から委託を受けている事業があるわけでございますね。

本来、この国の支出金であれ、あるいは県の支出金であれ、あるいは地方の各自治体が何かを委託をするというような場合には、その性質としては、本来は自分のところでやらなければならないんだけど、そ

れを一般の業者やあるいは末端の自治体をお願いをしてやっていただく。

そういうことで経済的にも効率的にも有利であるというようなことで委託をするというような性質のものだと思うんですが、今回県のいわゆる教育費委託金。これにまつわる委託事業というのが7事業あるわけでございます。

そのほとんどの事業が、この26ページと27ページに載っているわけですが、そういう委託金の性質上、これらの事業というのは当然、県の方に事業内容の報告というものが義務づけられているんじゃないかと思うわけなんです。そうした報告されている事業の具体的な中身、そういうものをお聞きしたい。この成果表によりますと、こういうことをやりましたというだけ。確かにそれも成果かもしれませんが、具体的にどういう成果が上がっているのか。あるいは何かしらこの事業をやったことで、課題、問題点、そういうものは出てこなかったか。そういうものが抽出されただけでも、それもまた一つの大きな成果であるわけございまして、そういう点をお聞きしたい。七つの事業があるわけございまして、これをみんな聞いておりますと時間が経ちますので、この中で一つだけです。27ページのセの部分ですね。学校適応指導推進事業という、このセという部分に関して具体的にご説明をお願いしたいというふうに思います。

それからもう一つは単純な質問でございますので、これら県の委託事業の七つの事業、これは何年ほど継続されて、今後どれくらい継続される見通しがあるものなのかということについてお伺いいたします。

○委員長(佐々木栄幸君) 坂川学校指導課長。

○学校指導課長(坂川孝志君) それでは、学校適応相談員配置事業にかかわりましてお答え申し上げます。本事業でございますけれども、目的等につきましては、相談員を配置しまして学校あるいは地域とか家庭とかの連携を図りながら、中心となるのは不登校生徒の学校適応を図っていくと。簡単に言えばそういったことになります。

これにかかわりましては、昨年度3名の相談員を配置しております。市内の中学校2校にでございます。その成果でございますけれども、その相談員が配置されることによりまして、やはり中学生という時期でございますので、いろいろな心の悩みとございます。

ういったものも抱えてるかと思います。そういった生徒の相談によって、そういった部分は解消になるという成果もあります。

それから、実際不登校的な、30日以上欠席の不登校数ということにかかわるかもしれませんが、19年度は一つの中学校におきましては、過去に比べて14人から8名に減っているという成果も出てきております。ただ、すべてがすべてそういった不登校が解消されていくということではございませんで、心の根深い部分もありますので、そういったカウンセリング的な部分、あるいは教育相談的な部分を行いながら、そういった部分の負担を軽減しながら時間をかけてやっていく部分、そういった成果等が出てきております。以上でございます。

○委員長(佐々木栄幸君) 高屋敷委員。

○高屋敷英則委員 2番目の質問には答弁なかったんですが、答弁は結構でございます。今のご答弁をいただきまして、この相談員を配置するということなんですが、この配置する事業、いろいろな県の委託事業を見ますと、相談員を配置するとか、何とかの加配をするとかというのは非常に学校が片寄ってるような気がするんです。大規模な、大きい小学校中学校、そういうところに片寄ってるんじゃないかという気がするんですが、この学校をそういう配置する学校として、選択したあるいは決めた過程というのはどうなっているのか。

それから、この不登校の児童とかなんとかというのは、年度の中においても増えたりあるいは減ったりもするわけでございますよね。したがって、こういうふうにごこの相談員というものが、この学校に常駐しているものなのか、あるいは常駐して学校という現場をとおして、その現場を基にして周辺から皆さんに集まっていたら、そのような事業を展開しているのか、それとも年度途中等においてそのような対象となるお子さんが出てきた場合には、自分から出向いて行って、各地域の方に出向いて行ってこのような事業に資するような仕事をなされておられるのか、その辺のところをお伺いいたします。

○委員長(佐々木栄幸君) 坂川学校指導課長。

○学校指導課長(坂川孝志君) 1点目の質問でございますけれども、その大規模校といいますが、そういったところに片寄りがあるのではないかとご質問

問でございますけれども、この配置をする際に、やはり不登校等の数が多い学校、あるいはそういった学校で強く配置を希望する学校というところで、配置の方を決定させていただいております。それが1点目でございます。

それから2点目につきましては、基本的には常駐とありますが、さきほど2つの中学校と話しましたが、その2つの中学校にいるということになります。以上でございます。

○委員長(佐々木栄幸君) 高屋敷委員。

○高屋敷英則委員 さっきの2番目の質問の答弁がなかったのはいいんですけども、今の私の2番目の質問で、その配置されている先生方が、年度途中で他の学校等で対象となるお子さんが出てこられた場合には、出前をしたりするというような、出向いていって何かをすとか、そういうお仕事をするというような形態というのはとられているのかどうかと。その点について。

○委員長(佐々木栄幸君) 坂川学校指導課長。

○学校指導課長(坂川孝志君) この事業にかかわりましては、常駐ということでお答えしたとおりでございますけれども。他の関係でたとえば、あすなる教室がございますけれども、そういったところ。あるいは教育研究所にも教育相談員という方がいまして、そういった方々が学校訪問させていただいております。そういった場面で子供たちの対応をさせていただいてるところでございます。以上でございます。

○委員長(佐々木栄幸君) 畑中委員。

○畑中勇吉委員 昨年、空き教室で質問させていただいたんですが、今の学校で空き教室は一切ないという回答だったんですよ。本学級といたしますか、担任がいる学級、教室以外の教室が今どれくらい数があるのか。そしてまた、全部使われてる、活用されてるということだったので、どういう考え方でどのように活用されているのかお伺いしたいと思います。

○委員長(佐々木栄幸君) 鹿糠沢総務学事課長。

○総務学事課長(鹿糠沢光夫君) 空き教室についてのご質問でございます。現在、空き教室はございません。普通教室以外の教室の使い方ということでございますが、クラブ活動とか生徒会活動それから、いろいろな技術・家庭の教室とかそういうふうな方法で活用していると考えております。以上でございます。

○委員長(佐々木栄幸君) 畑中委員。

○畑中勇吉委員 その数をわかりますか。わかったら教えていただきたいんですが。その教室数といたしますか、そのクラブなりどれくらいその他活用されているのか。

○委員長(佐々木栄幸君) 鹿糠沢総務学事課長。

○総務学事課長(鹿糠沢光夫君) 現時点ではそういう集計は取っておりませんので、数まではちょっと把握し切れっておりません。以上でございます。

○委員長(佐々木栄幸君) 質疑を打ち切ります。

11款災害復旧費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木栄幸君) 質疑を打ち切ります。

12款公債費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木栄幸君) 質疑を打ち切ります。

13款諸支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木栄幸君) 質疑を打ち切ります。

14款予備費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木栄幸君) 質疑を打ち切ります。

以上で、歳出の質疑を終わります。

次に、財産に関する調書について説明を求めます。

佐々木総務企画部長。

○総務企画部長(佐々木信蔵君) 財産に関する調書についてご説明申し上げます。364ページ、365ページをごらん願います。

1 公有財産(1) 土地及び建物(総括)からご説明をいたします。

この表の区分の縦の欄中、本庁舎から公共用財産までが行政財産、山林から雑種地までが普通財産であります。

まず、土地であります。決算年度中増減高の合計欄、一番下の合計欄の左から二つ目の数字になりますが、1万2,302平方メートルの増は日野沢地区営農飲雑用水施設用地の県からの無償譲与、そして、ほうれんそう生産団地作業用道路用地の買受等によるものでございまして、決算年度末現在高の合計は2,156万4,211平方メートルとなっております。

次に、365ページ、建物であります。一番下の合計欄の右から二つ目の数字になりますが、木造及び非

木造をあわせた延べ面積の決算年度中増減高の合計でありまして、5,412平方メートルの増となっておりますが、これは、県立久慈東高等学校小久慈校舎(旧県立久慈商業高等学校)の県からの無償譲渡等によるものでございます。決算年度末現在高の合計は22万7,422平方メートルとなっております。

次に、366ページ、367ページになります。

このページは、ただいま説明をいたしました土地及び建物の総括表を行政財産及び普通財産ごとに分類をしたものであります。ただいまの総括表の説明でございました

承りたく存じます。

次に、368ページ、369ページになります。

まず、(2)イ山林(普通財産)であります。面積につきましては決算年度中の増減はありませんでした。立木の推定蓄積量の2,902立方メートルの増は林齢の増加によるものであります。これによりまして、決算年度末現在高は22万6,109立方メートルとなっております。

次に、(4)物権であります。決算年度中の増減はありません。

次に、(6)有価証券であります。決算年度中の増減はありません。

次に、370ページ、371ページになります。

(7)出資による権利であります。決算年度中の増減はありません。

次に、372ページから377ページまでの2物品は、取得価格80万円以上の重要物品について、決算年度中の増減高をあらわしたものであります。決算年度中において4点の増、20点の減となっております。決算年度末現在高は416点となっております。

次に、378ページになります。

3債権であります。岩手県林業公社貸付金は4億1,545万8,000円の減となり、決算年度末現在高はゼロ円となっております。災害援護資金貸付金は償還により、23万5,000円の減となり、決算年度末現在高は292万円となっております。地域総合整備資金貸付金は、医療法人健全会及び北日本造船株式会社久慈工場に対する貸し付けによるもので、償還により4,030万6,000円の減となり、決算年度末現在高は3億8,273万5,000円となっております。

次の、下水道事業受益者負担金及び漁業集落排水事

業分担金についての決算年度末現在額は納期未到来分の金額であり、下水道事業受益者負担金は5,215万円、漁業集落排水事業分担金は8万5,000円となっております。

次に、4基金であります。決算年度中に増減のありました基金についてのみ説明をいたします。

まず、(1)財政調整基金は6,906万6,000円を積み立てをし、決算年度末現在高は4億6,688万7,000円となっております。

次に、(2)市債管理基金であります。1億2,347万8,000円を取り崩しをし、決算年度末現在高は1億658万9,000円となっております。

次に、379ページになります。

(4)ふるさと活性化創造基金であります。4,860万7,000円を積み立てをし、決算年度末現在高は1億4,107万8,000円となっております。

(5)国民健康保険事業財政調整基金であります。1億300万2,000円を取り崩し、決算年度末現在高は1億6,478万1,000円となっております。

(6)国民健康保険診療施設財政調整基金であります。698万1,000円を取り崩し、決算年度末現在高は83万9,000円となっております。

(7)国民健康保険高額療養資金貸付基金から380ページの(9)応急生活資金貸付基金までの、3件の基金であります。別に配付をしております。定額の資金を運用するための基金の運用状況によりご了承願います。

次に、380ページになります。

(10)長寿と健康のまちづくり基金であります。1,174万3,000円を取り崩し、決算年度末現在高は5,663万1,000円となっております。

(11)介護保険高額サービス資金貸付基金であります。別に配付をしております。定額の資金を運用するための基金の運用状況により、ご了承願います。

(12)ふるさとの水と土保全基金であります。17万1,000円を積み立てをし、決算年度末現在高は3,371万6,000円となっております。

(13)肉用繁殖牛特別導入事業基金であります。別に配付しております。定額の資金を運用するための基金の運用状況により、ご了承願います。

次に、381ページになります。

(14)家畜導入事業資金供給事業基金であります。

13万8,000円を取り崩し、決算年度末現在高はゼロ円となっております。

(15) 魚市場建設基金であります、9万5,000円を積み立てし、決算年度末現在高は1,670万1,000円となっております。

(16) 平庭高原施設事業財政調整費基金であります、332万4,000円を取り崩し、決算年度末現在高はゼロ円となっております。

次に、382ページになります。

(19) 奨学金貸付基金及び(21) 岩手県収入証紙購入基金であります、別に配付しております定額の資金を運用するための基金の運用状況によりご了承願います。

(22) 地域コミュニティ振興基金であります、1億68万4,000円を積み立てをし、決算年度末現在高は2億69万円となっております。

以上で、財産に関する調書の説明を終わります。

○委員長(佐々木栄幸君) 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木栄幸君) 質疑を打ち切ります。

以上で、認定第1号の質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

認定第1号「平成19年度久慈市一般会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長(佐々木栄幸君) 起立多数であります。着席願います。

よって認定第1号は認定すべきものと決しました。

この際、副委員長と交代いたします。

〔副委員長澤里富雄君委員長席に着く〕

~~~~~

認定第2号 平成19年度久慈市土地取得事業  
特別会計歳入歳出決算

○副委員長(澤里富雄君) これより、副委員長の進行を進めてまいります。初めての役でありますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、直ちに付託議案の審査に入ります。

認定第2号「平成19年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長(澤里富雄君) 質疑を打ち切ります。  
歳出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長(澤里富雄君) 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。認定第2号「平成19年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長(澤里富雄君) ご異議なしと認めます。

よって認定第2号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第3号 平成19年度久慈市国民健康保険
特別会計歳入歳出決算

○副委員長(澤里富雄君) 認定第3号「平成19年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

事業勘定、歳入、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 お聞かせをいただきます。第1点はですね、この国保財政安定支援事業、市の算定額と繰入額、17年、18年、19年推移も含めてお聞かせをいただきたいと思います。それから、歳入にかかわりますね、以前にも触れたんですが、最近いわゆる民間企業で社会保険に入っておられて、しかしなかなか企業経営が苦しいと、厳しいということで5人以上雇用されていても国保に切りかえさせるというケースが散見されます。その状況はどういう状況なのかあわせてお聞かせください。2点。

○副委員長(澤里富雄君) 中務国保年金課長。

○国保年金課長(中務秀雄君) それでは、お答えいたします。財政安定化支援事業のかかわりでございますが、18年度におきましては算定額が7,019万7,000円。19年度は6,054万7,000円。ちなみに20年度の予算におきましては6,296万4,000円。という算定にはなっておりますけれども、18年度決算においては、先ほどの7,019万7,000円に対して889万円の繰り入れと。十九、二十年度につきましては、ゼロという状況でございます。それと、いわゆる社保から国保への資格の変更ということでございますが、国保といたしましては、いわゆるその事業所からの資格喪失の証明書とございますが書類がありますと、国保に加入するということになりますので、委員おっしゃったような実態については

詳細把握していないところです。

○副委員長（澤里富雄君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 安定化支援事業の算定額の繰り入れにかかわって、同じ市財政の中でやりくりという点では、場合によっては起用される場合もあるのかなという思いがしないでもないです。ただ、国保財政が厳しくなって、国保税の引き上げをお願いしなくちゃならないというような場合になった際、これをこのままにしておいて値上げさせていただきますということでは、市民の理解は得られないと思うんですね。そういう点ではやっぱり、そういう場合は少なくともこの算定額に見合うものは手当てをするということであれば、いかにのかなと思うんですがその点をお聞かせください。どうですか。

○副委員長（澤里富雄君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 安定化支援事業の質問でありますけれども、いずれ、そういうふうな交付税の中には一般財源というふうなことから算定をされておりますが、その中では、それぞれの市町村の財政状況によって繰り入れをするというふうなこともあるわけです。そういうことから非常に厳しい財政状況にあるわけでありまして、小野寺委員ご承知のとおり、平成17年度に国保税の改定をしたわけでありまして、その時点ではやっぱりこの事業の中から繰り入れをして対応をしているわけでありまして、今後ともそういうふうな値上げというふうな状況のときには検討せざるを得ないというふうな思っておりますのでご了承願います。

○副委員長（澤里富雄君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 213ページの医療費納付金の滞納繰り越し分、これの納入状況についてですが、平成18年度の収入未済額が1億737万円あったわけですが、このうち平成19年度で収入となったのが幾らになっているのかお伺いします。

○副委員長（澤里富雄君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） 国保滞納分。18年度で滞納分のうち、どれくらい19年中に収納があったかというお尋ねでございますが、ちょっと資料が手元ございませんので、ちょっとお待ちいただきたいと思えます。

○副委員長（澤里富雄君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） はい。平成19年中の

過年度分につきましてはのお尋ねということでございますが、これは5,967万、約6,000万円ほど収納されております。そのパーセンテージは13.35%でございます。

○副委員長（澤里富雄君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 過年度分の滞納の分で収入があったのが5,400万とあるわけですが、私が聞きたかったのは、18年度の未済額1億700万円について、その18年度分についてどれくらい入ったか、それより以前の分については聞いていないので、その18年度分について。

○副委員長（澤里富雄君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） 大変どうも失礼いたしました。ただいま、資料を取りそろえてお知らせ申し上げます。

○副委員長（澤里富雄君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） 次に、事業勘定歳出、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 2点お聞かせください。

第1点は、短期保険証の交付で6月1日時点で693かなと思うんですが、そこで納税について相談されて分割納付といいますが、納税といいますが、そういう形で対処されてると思うんですが、それでも高齢者や子供さんがいる世帯は、なかなか大変なかなと思うんですが、この短期保険証の期間は何カ月になっていますか、お聞かせください。

それから第2点は、これはよその制度とも関連するのでお尋ねしますが、擬制世帯主の変更の問題です。いわゆる国保ですと世帯主が国保の代表者になってますね。ところがその世帯主が社会保険に入っておられれば、その人は国保加入の本人ではないですね。そういう世帯をいわゆる擬制世帯、そういう取り扱いをしてるようですが、それを実態に則して国保に加入している人を国保の代表者にする擬制世帯の解消というのが可能だと思うんですが、その辺はどうなってるのかお聞かせください。

○副委員長（澤里富雄君） 中務国保年金課長。

○国保年金課長（中務秀雄君） まず、短期保険証の関係でお答えいたします。期限につきましては4カ月有効期限の短期保険証を交付しております。

○副委員長（澤里富雄君） 久慈税務課長。

○税務課長（久慈正俊君） 世帯主に国保税、課税に

なっているわけですが、その方が社会保険に入っている場合、擬制世帯ということで名義を、その社会保険に入っている方の名義で国保の納付書が発送されることとなります。これは世帯主、設定は住民基本台帳法上での世帯主でございます、国保の部分ではそれにのっとって課税しておりますので、課税上それを世帯主にという、ある意味強制的な部分での指導というのは税務サイドからはなかなか難しいのかなと考えております。以上でございます。

○副委員長（澤里富雄君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 説明いただきました。そこですね、その擬制世帯主の変更という点で、たしか政府は2001年12月25日、国民健康保険の擬制世帯主についての届け出により変更することができるという通達を出しているというふうに聞くんですけども、そういうことですか。

○副委員長（澤里富雄君） 久慈税務課長。

○税務課長（久慈正俊君） 具体的な形での税務サイドへのそういう形の通知は届いておりません。以上でございます。

○副委員長（澤里富雄君） 保留中の答弁を求めます。砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） はい。保留中の答弁を申し上げます。梶谷議員の質問でございます、平成18年に収入未済額となった1億1,898万1,000円のうち、平成19年に収納できたのはどれくらいかというお尋ねでございました。この収納金額が3,560万円ほどでございます、率に直しますと31%前後ということになります。

○副委員長（澤里富雄君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 収入未済額があった場合にいかに収納率を上げるかということいろいろと努力をされていると思うんですが、その中でも数年前のものやつを納入していただく努力と、それから近い分、昨年度の分についても納入していただくための努力というのも、また取り組み方が違うのではないかなと思いつながら、できるだけ近い分については早期に納入していただけるような取り組みが必要と考えているわけですが、その辺のその過年度分についての取り組みと、数年前の取り組みとの違い等があればお伺いをしたいと思います。

○副委員長（澤里富雄君） 砂子収納対策課長。

○収納対策課長（砂子吉勝君） はい。お見込みのとおりでございます、年数の新しい滞納分は比較的容易に収納が進むということで収納率が高くなっております。さすがに四年、五年となつてまいりますと、四五%とかまたは現年だけしか払えないような方とかふえてまいります。はっきりと区別した対処はしておりませんけれども今のところは現年を重視して、過年度もいただくということを念頭において対処しております。

○副委員長（澤里富雄君） 野田口市民生活部長。

○市民生活部長（野田口茂君） ただいまの収納率の向上についてのお話かと思いますが、市といたしましては収納率の向上方針を定めまして、例えば今お話がありました国保につきましては、いわゆる委員ご指摘のとおり新規滞納者に対しては早期に対応すると、例えば納付相談等を受けるというような状況にしておりますし、電話の催告、文書の催告等を機会をとらえてそれらを早めにやると、そして滞納者をふやさないようにしているということと、国保については保険証の更新時に改めてまた納付相談をし、その対応をしているということで、委員ご指摘のとおり滞納年数が滞らないような状況をつくるという努力をしているところでございます。

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。

次に、直営診療施設勘定、歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。直営診療施設勘定、歳出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第3号「平成19年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副委員長（澤里富雄君） 起立多数であります。よって認定第3号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第4号 平成19年度久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算

○副委員長（澤里富雄君） 認定第4号「平成19年度久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算」を議題とした

します。歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。

歳出質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 1点聞かせていただきます。老人保健法が廃止になって後期高齢者医療制度に移るわけですが、この老人保健法では、法の目的として健康の保持があったんですが、後期高齢者医療制度ではいわゆる医療費の適正化ということで医療費の圧縮なのかと思うんですが、そこでこの75歳以上の高齢者の方というのは基本健診の受診者がどの程度19年度決算で見るとおられたのか、新法では対象外となったんですが人数どれくらいありますか。

○副委員長（澤里富雄君） 藤森保健推進課長。

○保健推進課長（藤森智君） 後期高齢者いわゆる75歳以上の健診の受診率といいますか、対象者でございますが受診者が70名ほどでございます。18年度は46名ということで非常に低かったわけですが、19年度は70名に増加しているという状況でございます。それでも非常に低いわけでございますが、これから健康増進に参加する方々をふやしていきたいというふうを考えてるところでございます。以上でございます。

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第4号「平成19年度久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） ご異議なしと認めます。

よって認定第4号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第5号 平成19年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

○副委員長（澤里富雄君） 認定第5号「平成19年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。歳出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第5号「平成19年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） ご異議なしと認めます。

よって認定第5号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第6号 平成19年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

○副委員長（澤里富雄君） 認定第6号「平成19年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。歳出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第6号「平成19年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） ご異議なしと認めます。

よって認定第6号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第7号 平成19年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

○副委員長（澤里富雄君） 認定第7号「平成19年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。歳出、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 工事調査委託料等に関連しますが、漁集全体の計画年度、最終年度いつごろのめどになっているのか、現在計画しているのにまたさらに事業が拡張していくのか、今侍浜から久喜まで大体集落ごとにやってきているわけですが、漁業集落環境整備事業が終局年度をいつに置いてるのかお聞かせください。

それと農村集落についても従来聞いたことあるんですけど、この漁集が終わらないとそっちには手を

つけられないという話しもあったんですけども、考え方として漁集が終われば農村集落の方も考えているのか、下水道がいけないところについては今後はいわゆる合併浄化槽を中心にいくのか、その辺の見通しはどうなっているのかお聞かせください。

○副委員長（澤里富雄君） 亀田農林水産部長。

○農林水産部長（亀田公明君） 漁業集落排水事業の全体の最終目標年度というご質問でございますが、ご承知のとおり現在、侍浜桑畑地区と小袖地区を進めているわけでございますが、桑畑地区については平成21年度、それから小袖地区については計画は平成23年度までとなります。

漁業集落についてはあと二子、大尻それから白前、本波という地区が残ってるわけでございますが、これについては現在進めております漁業集落環境排水事業の終了のめどを見ながら、次の事業に入っていくという事になります。したがって、まだ最終年度がいつになるかというのは見えてございません。それから農業集落排水事業の件でございますが、これはやはり当然農村地域にあっても環境整備というのは必要だという認識はございます。

これについては、今後の財政状況等もしっかりと見きわめながら、進めていかなければならないものというふうに考えてございますが、現在のところ具体的な計画は持ってございません。以上でございます。

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第7号「平成19年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） ご異議なしと認めます。よって認定第7号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第8号 平成19年度久慈市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

○副委員長（澤里富雄君） 認定第8号「平成19年度久慈市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。歳出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第8号「平成19年度久慈市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） ご異議なしと認めます。よって認定第8号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第9号 平成19年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

○副委員長（澤里富雄君） 認定第9号「平成19年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。歳入、質疑を許します。桑田委員。

○桑田鉄男委員 受益者負担金のところ、収入未済額なり不納欠損があるんですが、いずれ受益者負担金を払わなくても工事なりに入るという、いずれ下水道区域になれば事業をその家庭についてもするということなんですか。そのことをちょっと疑問に思ったんでお尋ねします。

○副委員長（澤里富雄君） 小上下水道課長。

○下水道課長（小上一治君） 今、受益者負担金の性質的なことというふうなご質問だと思いますが、この受益者負担金というのは基本的に公共下水道が入ることによって、その地域が一定の付加が、付加というのは土地の利用がよくなると、そういった観点からその地域に特別に課せられている負担金なわけでございます。その負担金は通常整備する事業の中に盛り込んでいくということでございまして、あくまでもその地域が、土地なり何なりのその性質が上がっていくということに対して課してございます。ですから、現在ではその事業が入ったところについても、その負担金の猶予なり、そういう手段をもって、直接今農地があったり、そういうふうな場合についてはその土地に新たに家が建つとか、そういうこととなるまで猶予するという規定もございまして、そういった観点から皆さんにご協力いただいと、そういうふうなことです。以上でございます。

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。歳出、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 公共下水道の区域を決めてますよね、

計画区域あるいは実施区域とあるんですが、そのラインの外側にいかないわけですけども、その際に合併浄化槽の補助を受けて設置していくということはあるんですが、その辺の合併浄化槽つけても下水道の区域に入ってくるとそれにつながなきゃならなくなりますよね合併浄化槽は、そうすると無駄な出費になるわけだけども、その辺のどの時点まできちっといって、それ以後は合併浄化槽にしなさい、してほしいということの明確な説明がそろそろほしいんですよ。

そうじゃないと来るだろうか来ないだろうかということもあるし、明確に出してるって言ってるかもしれませんが、計画区域に入ってるけどもまだ実施区域に入っていないとかあるわけですね。そうするとその人たちは何年ごろまでにきちっとなってくるのかははっきりしないと困るのが一つ。

それから、来ないのであれば来ないという判断で合併浄化槽を設置したいというのがあるわけでしょう。その辺のことを、もう大分経っているわけですから、明らかにしながら公共下水道がいかない分については、やっぱり日々ですね、合併浄化槽を設置していただいて、いわゆる生活排水、雑排水等のきれいなのを流してもらおうということが必要ではなかるうかというふうに思うんですが、特に河北地域いきますと全部、ほとんど用水路に流してるんですよ。だからそういう意味では用水路の水の汚染にもつながってますから、そういった点での対策は私は必要だろうというふうに思いますので、そういった施策をきちっと転換して行って、転換というか指導なり考え方を示して行ってほしいんですがいかがでしょうか。

○副委員長（澤里富雄君） 小上下水道課長。

○下水道課長（小上一治君） 今の合併浄化槽の設置ということで、これにつきましては補助を導入しての設置という考え方のもとでのお話ということでよろしいでしょうか。

まず、浄化槽の設置につきましては、集合地域、要するに公共下水道のエリア、これは認可を取っているエリアというふうなことでございます。それとあと、漁業集落排水事業の集合地域外、これにつきましては補助事業を導入して、合併浄化槽は個人設置型ですが今設置しておる状況でございます。それでこの地域については、今認可外ということで補助採択要件になってございますので、その旨をお話いただければ対応でき

るものということでございますし、認可の区域につきましては補助外になっていますので、これにつきましては今後いずれ整備を促進していきたいというふうにご考えてございます。以上でございます。

○副委員長（澤里富雄君） 城内委員。

○城内仲悦委員 そこで、公共下水道を拡大した方が費用的にいいのか、あるいは拡大しないで合併浄化槽で対応した方がいいのかという、費用対効果の関係の計算をしていますよね。ただ単に広げても公共下水道の費用上大変かかるといふ計算はできてるかと、そういうのも出たと思ってます。そのためにはむげに公共下水道をいらなく拡大しないで、はっきりここまでですよと示しながらやっていかないと、いつの時点でもっと広がるんだという市民の中から願望が出て要望があればどんどん広がっていくということなのか、その辺はどこのラインではっきりするのかという辺りを示していかないと困るので、その辺のことをきちんといつせるのか。もうこれ以上現時点でもういかないのかどうかというあたりも含めて考え方をお聞かせください。

○副委員長（澤里富雄君） 小上下水道課長。

○下水道課長（小上一治君） 下水道エリアの計画変更というふうなことで、ご質問だと思いますが、今現在計画決定中の事業認可を取っているのが650ヘクタールほどございます。そのうち現在379ヘクタールを整備済みというふうなことでございます。この地域につきましては都市計画でいえば用途地域内というふうなことで人口集中地域であるということで、今鋭意取り組んでいるところでございます。そういう中で現時点では、まず今計画している部分について対応してまいりたいと、その次の段階についてということになりますと、今後の整備状況を見ながら進める必要があると。以上でございます。

○副委員長（澤里富雄君） 城内委員。

○城内仲悦委員 その認可がいま650と言いましたよね。計画はいくらあるのですか計画。一番大きい分母は幾らになっているのですか。

○副委員長（澤里富雄君） 小上下水道課長。

○下水道課長（小上一治君） 現在、計画しております面積は1,371ヘクタールでございます。以上でございます。

○副委員長（澤里富雄君） 城内委員。

○城内仲悦委員 1,371のうち650が認可エリアになっていて、さらにその約半分379がいま整備済みだということですね。そうしますと650終わるのにも相当の年数かかるかと思うし、1,371までいくには私が生きているうちかどうかわかりませんが、かなりかかるということですが、その辺示せますか。大体20年かかるのか30年かかるのか、その辺のめども必要だろうし、そうすると、その1,371をもうちょっとエリアを狭めて、それ以上は合併浄化槽ですよというふうな方針がないと大変なことだと。その辺のめども見えてこないんですよ。だからその辺をちょっと明らかにしてほしいなと思います。1,371はあと何十年かかるんですか。

○副委員長（澤里富雄君） 小上下水道課長。

○下水道課長（小上一治君） 今、計画区域ということで、計画区域というのは、今話しましたように都市計画の用途地域外にもあるわけでございまして、そういうものも集合でやったほうが安いということで、今計画はしてございます。それから、先ほど事業認可区域外については合併浄化槽で補助事業で導入できるということでございますので、そちらも併用して進めるということで現在実施している状況でございます。以上でございます。

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第9号「平成19年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） ご異議なしと認めます。よって認定第9号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第10号 平成19年度久慈市水道事業会計決算

○副委員長（澤里富雄君） 次に、認定第10号「平成19年度久慈市水道事業会計決算」を議題といたします。

一括質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 1点だけお聞かせいただきます。水道料金の時効といいますが、それについてお聞かせください。税金関係だと5年ということだと思んですが、水道料金の場合は商法の適用で10年ということになるんですか。それについてお聞かせください、第

1点。

それから、一昨年の決算の時にもお聞きしたんですが、いわゆる大口の滞納があると、たしか当時400万円だったと思うんですが、昨年の時点では30万円ばかり減って改善をされているという答弁をいただいた経緯があるんですが、この事件時19年度決算時点ではそれがどういう状況になっているのか。その2点お聞かせをいただきたいと思います。

○副委員長（澤里富雄君） 外館水道事業所次長。

○水道事業所次長（外館一志君） ただいま2点の質問をいただきました。これについて答弁いたします。

まず、1点目の料金の時効でございますが、水道料金の消滅時効は5年でございましたけれども、それが2年に行政解釈が変更されたことに伴いまして、総務省が見直しをしまして、2年となっております。

それから高額滞納者の最大の方ですが、366万1,400円ということになっております。以上です。

○副委員長（澤里富雄君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第10号「平成19年度久慈市水道事業会計決算」は認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（澤里富雄君） ご異議なしと認めます。よって認定第10号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

閉会

○副委員長（澤里富雄君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

委員各位のご協力に対し、深く感謝を申し上げます。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時38分 閉会